

議会基本条例策定代表者会議

○平成25年12月24日（火曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長	森 戸 洋 子 議員		
副 座 長	宮 下 誠 議員		
	中 山 克 己 議員	湯 沢 綾 子 議員	
	鈴 木 成 夫 議員	白 井 亨 議員	
	片 山 薫 議員	林 倫 子 議員	
	渡 辺 ふき子 議員	小 林 正 樹 議員	
	斎 藤 康 夫 議員	百 瀬 和 浩 議員	
	水 上 洋 志 議員	五十嵐 京 子 議員	
	板 倉 真 也 議員		

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議 事 係 長	内 田 雄 介	庶務調査係長	清 水 伸 悟
庶 務 調 査 係	前 坂 悟 史		

午前10時04分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元にありますように、素案たたき台について協議を進めてまいります。

前回は会派についてということいろいろとご意見を交わしていただいたかなと思っておりますが、第4条について議論を進めてきたかなと思っております。第1項については、「議員は、議員活動を行うため、会派を結成できる」ということでしたかね。「できるものとする」としたらどうかというご意見もあって、これは「会派を結成するものとする」で一致したかなと思っております。

問題は、第2項、第3項という辺りがいろいろご意見を頂いたかなと思っておりますが、いかがでしょうか。前回、白井議員の方から調布市議会の会派についての規定を提案していただきまして、調布市議会は第7条で、「議員は、政策を中心とした理念を共有する者同士で、会派を結成することができる」という言い方になっているということと、あと、「議員は、1人の場合においても会派として届け出ることができる」ということになっているということですね。この少数会派を尊重するというのを含めていろいろと議論になったのかなと思います。民主党からも一人会派の規定

の仕方などについてご意見を頂いたのかなと思っておりますが、1か月ぐらい前のことなので何か皆さんちょっと、私も今（不規則発言あり）メモを皆さん持っていらっしゃるんですね。どこから議論するかなんです。持ち帰りがあったんですか。ちょっと休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時18分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、第2項は、民主党がこれは持ち帰るということで、まだ結論が出ていませんので、持ち帰っていただくということでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 次に、第3項です。第3項については、少数会派を尊重するということについて自民党からは削除してほしいというご意見でした。白井議員からは、少数会派の活動を保障するというを入れてほしいということがありました。今、休憩中に斎藤議員からもご意見がありまして、すみません、斎藤議員、お手数ですけれども、もう一度お願いします。

○斎藤議員 「少数会派を」うんぬんというその一文に関しては、今のところ両論があると思いますので、そこに直接さわるというよりも、「少数会派の尊重」、「尊重」という言葉自体は多分今までの議論でこれはふさわしくないというふうに皆さん思っていると思いますので、せめてこれを「保障」に変えるなり、その上での議論にさせていただければなと思います。それプラス、ちょっと発言させていただければ、第2項のところで、民主党の提案でただし書で「一人会派も認める」ということになっているとすれば、私は「少数会派を保障するもの」というのは、文言が必要になってくると思います。第2項のところで、例えば「会派は最少1人以上の議員で構成する」という形で言い切りになったとすれば、自民党が言うように、「少数会派を尊重もしくは保障するものとし」というものを外してしまって、「議会は、議会運営において会派の公平性を確保しなければならない」ということだけで十分だと思います。その代わり、繰り返します。第2項のところで、ただし書、例外ではなくて、「1人以上で会派を認める」という言い切りであれば、その部分については自民党が言うように外していただいても私はいいと思います。

○森戸座長 第2項の「最少1人の議員で構成し」というのが入っていれば、第3項の「少数会派を尊重する」というのは要らないということですか。（不規則発言あり）そうすると、斎藤議員のご意見でいうと、第2項がなくてもいい（「決まらないと3項も決まらない」と呼ぶ者あり）そうなんですよね。第2項はどうですか。「会派は、同一の理念を有する最少1人」、民主党は「会派は、同一の理念を有する議員で構成する」、ここは不一致なんですよね。「ただし一人会派も認める」みたいな、「1人でも会派を結成できる」。だから、やはりここは全体進まないかな。（「くっついているよね」と呼ぶ者あり）くっついているから。第2項、第3項は保留にしてもらっていいですか。

○五十嵐議員 少数会派というのは、一人会派を言うのか、1人なしの2人の会派またはそれ以上

なのか、その点はどう認識すればよろしいでしょうか。

○森戸座長 少数会派というのは、皆さんいかがですか。私は2人までだと思っていますけど。

○斎藤議員 これも第2項次第だと思うんですよ。1人以上で構成するとなれば、少数会派という名称はなくなると思っているんです。ただし書で1人とか2人とかが入れば、要するに例外的扱いになるとすれば、少数会派というのが1人なのか2人なのか決めなければいけないと思いますけれども、第2項の決め方で「1人以上の議員で構成する」と言い切りになれば、「少数会派」という言葉はなくなると思っています。

○森戸座長 一般的に皆さんのご認識としてはどうですか。今、斎藤議員がおっしゃったのは、この文言上での意味合いでおっしゃったと思うんですけど。

○五十嵐議員 一般的には1人から2人と思いますし、またこれは条例なので、多分どこかにそれを明記していかなければいけないかなという思いもありますので、その辺はちゃんと定義付けるといえるか、あった方がいいですよ。

○森戸座長 そうですね。少数会派というのは1人から2人ということ。斎藤議員は、「1人で会派を結成することができる」というふうに言えば、「少数会派」という言葉は要らないということですか。

○五十嵐議員 第2項と第3項を保留にすることだったので、それも含めて一旦持ち帰っていただいて、それぞれで整理をつけたらどうでしょうか。

○森戸座長 そうですね。

○白井議員 保留の前に確認だけしておきたいんですが、私も感覚的には少数会派というのは1人もしくは2人というふうに思っているんですが、それでいうと、3人である場合と2人である場合に何が違うのか、そこをちょっと明らかにしておいた方がいいかなと思っていますが、いかがでしょうか。教えていただきたいと思います。

○森戸座長 2人と3人の違いというのは（「今のは事務局に」と呼ぶ者あり）

○飯田議会事務局次長 扱いとしては同じなんですけど、所属、いろいろな委員会ですとか、会派代表者会議の選定基準が違って来るかと思えます。

○森戸座長 会派代表者会議の選定基準。2人と3人は変わらないね。

○加藤議会事務局長 ちょっと補足で。2人と3人ですと、いわゆる会派代表者会議の今のところの部分は、改正後は1人から3人までは1人とかというふうに会派代表者会議はなっているんですね。2人と3人は何が違うかという、この前お話しした議会運営上のいわゆる会派の考え方と政務活動費を支出する上での会派の考え方、二つ、会派の人数については考え方があります。どこが違うか強いて言うと、いわゆる議会人事を決めるときに、いわゆる何人だとどこかという、今年もやっていただいたと思うんですが、強いてどこが違うかと言うと、それぐらいの差かなと。あとは、議会運営委員会と会派代表者会議、それぞれ選出していただく人数が申合せでありますけれども、今申し上げた会派代表者会議は構成員が1人以上3人までは1人という形になっていますから、ここは変わらずに、あと細かいところでいえば、予算特別委員会とかも多分変わらないかなと思いま

すけれども、一番やはり違うところはどこかという、今申し上げた議会人事の中だけぐらいだと思います。

○齋藤議員 それは1人と2人は大分違うんですけど、2人と3人は余り変わらないというふうに思っています、あえて言えば、三つの常任委員会があって、会派としては二つの常任委員会しか出せないということぐらいですよ。あと、1人と2人は違うということは議会運営委員会の問題、今はもう解消していますけど、会派代表者会議に出る出られないというのが過去にありましたが、それは問題外として、だから、2人と3人というのは余り違わないと私は思っています。

○森戸座長 白井議員、よろしいですか。何か違いをはっきりさせておいた方がいいことがある。

○白井議員 確認させていただいたのは、となると、2人の会派というのは、例えば3人ともそんなに構造の違いはないということですから、分かりました。それが判明できました。

○森戸座長 一般的には、例えば質問時間の制限があったりとか、そういう違いがあるんですけど、小金井市議会はほとんど制限時間なく、あるとしたら、日曜議会で行う施政方針に対する質疑にそれぞれちょっと質問時間の違いが出るかなというのがあって、本来、施政方針も自由に質問ができますから、1人も2人も3人も4人も、やろうと思えば4人分ぐらい1人でできるという、そういう条件は小金井市議会はあるということなんじゃないかと思うんですよ。

○加藤議会事務局長 今申し上げたところだと、人数的な細かいところでいうと、あと予算特別委員会の構成員ですけど、会派の構成員が2人の場合は1人、3人以上4人までが2人というのがちょっと違うのと、あと一番違うのは、3人いれば、今、小金井市は、先ほど齋藤議員がおっしゃった3常任委員会がありますから、それぞれの常任委員会に1人ずつ出せるというのが、2人ですとどうしても一つは欠けてしまうというところが、ある意味では一番大きいかなと思います。それがちょっと補足です。

○森戸座長 ということです。第2項、第3項を含めてちょっと第4条を保留にしたいと思うんですが、第5項の「会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。」とありますね。事務局から指摘を頂いたのは、この第5項が入ると、会派代表者会議について正式なものであるということで、会議録や公開の問題をどうするかという必要性が出てくるというご意見を頂きまして、会派代表者会議というのは、非公式ではあるけど、公式な会議だよという位置付けを条例でしたかったんですが、公式にすれば公開と会議録の問題が出てくるということがあるなということで、その辺りをどうするかというのは、ちょっと次長から。

○飯田議会事務局次長 今、森戸座長からご紹介いただいた件でございますけれども、小金井市の情報公開条例によりますと、市長部局だけではなくて、議会も実施機関になるわけでございます。それで、公開対象となる会議としまして、条例に定められた根拠となるような会議、あと要綱などで規定された附属機関に準ずるような機関、これについては公開というふうになります。公開となりますと、基本的には傍聴を認める、報道の自由を認める、あと会議録を作成しなければならないという形になってくると思います。

○森戸座長 別に公開としないとかということを決めることはできるんですよ。それはどうでし

ようか。

○飯田議会事務局次長 必要と認めれば、その会議に諮って非公開とすることができるという規定は設けることができるかと思えますけれども、基本として公開して会議録を作成するというのが原則かと思えます。非公開にする場合には、もし傍聴者の方がいらっしゃった場合には理由も明らかにしなければならないとか、あと会議録をその部分公開しないとなりますと、なぜ公開しないのかというのにも明らかにする必要が出てくるのかなというふうに思っております。

○森戸座長 ということですね。これも含めてちょっと持ち帰っていただけないかと思えますが、いかがでしょうか。

○片山議員 持ち帰るのはいいんですけども、会派代表者会議についてやはりどこかには記載しておかないと、実際あるものなので、記載しないということはあり得ないかなと思っているんですね。それをどういう形で持ち帰るかというのをもう少し詳しく認識した方がいいかなと思うんです。

○森戸座長 会派代表者会議についてここに盛り込むかどうかですよ。盛り込めば原則公開ということになっていくということで、そうすると、この場所では決められない問題で、議長にお諮りして会派代表者会議で議論していただかないといけない問題なのかなと思っております、その点でまずはこの文言を入れるかどうかということですね。片山議員がおっしゃるように、入れなくても、現状、会派代表者会議については申合せ事項で、議会の運営ということでハンドブックの34ページに規定が書かれています。したがって、非公式の場所であっても、一応ここで申合せ事項として盛り込んでありますので、これでやっていくのかなと思うところなんです。会派代表者会議を公開するかどうかというのは、議会にも陳情が出たりして不一致で来ている問題なので、そういう問題をここに入れていくということになったのかなと思いました。皆さんも余りここは議論してこなかったところで、必要な事項は会派代表者会議の申合せ事項を公式化するために、この第5項で「会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。」というふううたったという単純な考え方で、ここに盛り込んだんです。ですから、余りここは異論が出なかった問題なんです。ですので、今、事務局から言われたことを含めてどうするかというのは、皆さんの方でお考えいただければと思います。多分これは不一致になると思うんですよ。もしここに書いて公開することになると、一致できるかどうかというのは。

○片山議員 今おっしゃったように、確かに申合せ事項に書いてあるように、会派代表者会議の在り方についてはちょっと別のところで議論されてきたというのがあると思うんですけども、ただ、条例に会派代表者会議ということがなくなっているのかどうかというのは、ちょっとまたそれは違う形の何か、今までの申合せに沿ったような形の運営が一応今のところ基本なので、それも併せて考えられるような表現に変えていくとか、そういった何か工夫ができるのかどうかを、今、次長がおっしゃったように、ここに書いてあると、公開が原則となってという一般的な形にしかならないのか、それ以外に何か表現ができるのかということについて考え方があるのかどうかを確認しておきたいと思うんですが。

○飯田議会事務局次長 先ほども申し上げましたように、条例ですとか要綱にうたった附属機関で

すとか、それに準ずる機関というのは公開対象になるということで、情報公開条例の手引の方にも記載されているところがございます。それで、ほかの市の条例を見ますと、例えば流山市、会津若松市、多摩市なども会派代表者会議については記載しておりまして、いずれも公開になっております。会派代表者会議の要綱ですとか、それに関する規定というものを設けているという形です。調布市につきましては、条例にはうたっておらず、こちらは非公開となっております。あと、八王子市も最近できましたけれども、こちらでも会派代表者会議についてはうたっておりますが、それが公開であるがために、その前段の会派代表者会議懇談会というようなものを設けたりという形で、そういう形になっております。

○森戸座長 今ありましたように、情報公開条例との関係でいえば、条例化されたものについては公開を原則とするという規定があるということだそうなので、そこが非常に問題になるところかなと思っています。だから、今、片山議員がおっしゃったように、もし何かの規定をしておけば、ここに載せておいてもいいのではないかということができるかどうか。

○斎藤議員 なかなかそれを事務局にお願いするのは難しいのかなと思ひまして、そこで会派代表者会議を入れるとすれば、会派代表者会議は何かということ、その定義くらいは条例の中に何か説明を、その中身に関する事項を、詳細に関しては別に定めるという形になったとしても、ここに会派代表者会議という言葉が別途来るとすれば、会派代表者会議の定義というものがどこかに必要になってきますよね。意見を言わせていただければ、これを入れるということは私は賛成です。ただ、先ほど事務局から説明があったように、正式な議事録がその中では必要になってくる、少なくとも情報公開を請求されたときに、それに耐え得るだけの記録は当然とおかなければいけないと思うんですが、例えばまだ未確定のこととか、議員の身分に関わることを協議するときには、先ほど懇談会と言いましたけれども、小金井市的にいうと協議会というような形で、議事録の残らないところで、下打合せというような感じで、物事を決定するまでの間にそんな会議もまたできてしまうのかなと、それはしようがないかなと思っています。

○森戸座長 それは仕方がない。（「しようがない」と呼ぶ者あり）定義を入れても、やはりここが条例化になれば公開にはなるということですよ。その上で、斎藤議員は会派代表者会議協議会なりがあつて、そこで最小限のものという話ですね。

○渡辺（ふ）議員 私は分かりやすい議会を目指していながら、ますます分かりにくい議会になっていってしまうのではないかなと思いますので、やはり実質を考えて、今でも会派代表者会議に議員の傍聴があるかないかということもあるぐらいですから、やはりその辺は実質も踏まえて決めていった方がいいのではないかと思います。特に小金井市についてはそうではないかなと思いますので、ここに名前が明記された場合は必ず傍聴、また情報公開ということにつながっていくということ考えると、全て明らかにしなくてはならないから、あえて明らかにするために名前を入れるという必要についてはどうかなというふうに思いますけれど。

○森戸座長 余計分かりづらくなるのではないかと。

○片山議員 今現在の会派代表者会議の情報公開の度合いについてだけ説明していただけますでし

ようか。一応要点筆記はして、それは請求すると出てくるものだと思いますので、情報公開すると。

○飯田議会事務局次長 会派代表者会議につきましては、報告する事項としまして、こちらハンドブックの35ページでございます。開催日、会議時間、協議事項及び協議結果、出席者の意見・要望等の概要という形で、全文筆記に近い形の会議録は作っていないところで、協議事項、協議結果ということが主になってまいります。ですので、一応会議録の公開となりますと、全文筆記に近い形で公開しなければならなくなってくると思っております。これは今現在は原則公開ではない会議ですので、この程度の結果報告になっておりますけれども、原則公開の会議となりますと、結構詳細な会議録が必要になってくると思っております。

○加藤議会事務局次長 今、会派代表者会議については、当然、終わると事務局で議長決裁を必ずとります。項目については、基本的には要点筆記で今は会議結果を作っています。ですので、それは、当然のことながら議長決裁をとっておりますので、開示請求があれば当然全部公開という形になります。ですので、今は要点筆記する中で、当然、議長が決裁するときこの前の会議はこういう中身だと、要点筆記はこれでオーケーという決裁をとった上での報告という形に今はなっております。ですので、開示はどうかという意味では、全部公開ですから、その会議結果についてはもし開示請求があれば全てお出しするという形になります。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時58分開議

○森戸座長 再開いたします。

会派代表者会議については、ここに条例項目として記載するかどうかということについて皆さんにご議論いただいています。幾つかのケースがあるのかなとも思っております、持ち帰りの内容も含めて正副座長でもう一度協議をさせていただいて、提案をさせていただければと思います。それは第5項だけではなくて、第4条全体ですね。何を持ち帰るのかということについてももう一度整理をさせていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、先に進みたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 第2章、市民と議会の関係ということで、市民に開かれた議会、それから市民の声を反映させる議会、議会報告会、請願・陳情というふうに分けてあります。第5条については、まず、市民に開かれた市議会というところなんです。これは原案了承となっているところが、みどり・市民ネット、共産党、民主党・社民クラブ、小金井市議会公明党です。自民党からは、「議会は、本会議及び委員会の状況についてインターネットを利用した中継を行うとともに会議録を広く市民の閲覧に供するを含めた方が適切と考える。」と。これを条文に盛り込んだ方がいいというご意見ですよ

ね。あと、改革連合からは、非公開決定手続はどうするかというご意見を頂いております。併せて、事務局からは、第5条第1項の「委員会協議会を原則公開とする」ということについて、委員会協議会を公開するとすると、会議録などをきちんととらなければならないということになるのではないかとございまして、「傍聴を認める」という方がいいのではないかとご意見も頂いておりますので、それよろしかったですか。

○飯田議会事務局次長 委員会協議会のことにつきましては、こちらのハンドブックの39ページのところに議会運営委員会の委員会協議会の原則公開についてということで「原則公開とする」となっておりますけれども、こちらについては会議録までは想定していない、傍聴を認めるというような想定で書かれているかと思えます。ただ、条例に「委員会協議会を原則公開とする」となりますと、先ほどの会派代表者会議と同じように会議録を作成するというのも入ってまいります。そういった意味では、こちらの39ページのハンドブックの方を、もし「傍聴を認める」というだけの規定にしたいということだと、「公開する」というよりも「傍聴を認める」というふうに書いた方が本当は正しいのかなというふうに思っております。「公開する」となりますと、先ほど来申し上げておりますように、会議録の作成が必要になってくるということでございます。

○森戸座長 ということです。それから、第2項についても「市民が傍聴しやすい環境」というこの「傍聴しやすい環境」というのをどう規定するかということについて、やはりきちんと議論をしておいた方がいいのではないかとございまして、事務局からはそういうご意見を頂いております。自民党から頂いている意見は、新たなご意見ということ、ここに盛り込むということです。自民党から言っていただけますか。

○中山議員 自民党の意見ですね。議会は、本会議及び委員会の状況についてインターネットを利用した中継を行うとともに、会議録を広く市民の閲覧に供するを含めた方が適切と考えるという意見なんです、これを含めた方がいいのではないかと。ただ、一つ、今、インターネット中継というのは試行的にやっているんですか。

○森戸座長 もう実質。

○中山議員 もう実質でしたか。であれば、現状がそうですので、明記していいのではないかなと。要は、議会の中で現状に即した形で文章を明記していくことが大切だということで前期も議論していただきましたので、こういった意見を述べさせていただいた次第でございます。

○斎藤議員 気持ち的には私も自民党と、中山議員と全く同じなんですけれども、今のインターネット中継というのは、言ってみれば、他人の何とかというところで、議会が自らその環境をつくって提供しているものではないので、条文にそのまま入れるというのは私はちょっとおこがましいかなと思っております。「市民が傍聴しやすい環境を整える」という中にこの辺が含まれるのではないかと考えています。

また、「会議録を広く市民の閲覧」というのは既にやっていると思っております、公共施設には備えてありますし、それ以外に何か具体的な方法があるのであれば教えていただければと思います。

○森戸座長 そういうご意見がございまして、自民党のご提案から先に議論しますか。そこから始ま

りますかね。新たに盛り込むかどうかということをもまず議論します。

○白井議員 もしかしたら関連するかもしれないので、ちょっと先にお伝えしておきたいなと思って。今日議論するに当たって事前に通り改めて見ていまして、ちなみに、第2章としまして、これは確か第3章になったんですよね。1章増えて、ずれているんですよね。

○森戸座長 第3章ですね。

○白井議員 なので、旧第2章、この市民と議会の関係のところなんですけど、もともと後に旧第5章に当たる部分で広報・広聴活動という項目があるんですが、何でこれを分けているのかというのを教えていただきたいんですよね。考え方によっては、これは一緒に市民と議会の関係というところにくれるのではないかと考えているんですが、あえて広報・広聴活動を分けているというのが私としてはちょっと違和感があったものですから、過去にどういった議論があってそういうふうになったのかというのを教えていただきたいんです。例えば、ほかの議会でいうと、八王子市でいうと、第2章、市民との関係のところ、第4条に市民参加及び意見の把握というのがあるって、第5条では情報公開及び説明責任ということがあるので、ここは一つの章立ての中に一緒にあった方がいいのではないかと思ったんですが。

○森戸座長 広報・広聴活動を入れていないというのは、議論ができていないから入れていなかったんです。どうあるべきかということについて議論ができなくて、できればちゃんとここに一文あってもいいのかなというのはあったんですけど、そこまで行き着かなかったんです。他の議会では広報・広聴について正式な委員会にして議論をしているところがあるというのがあって、小金井市は今、議会報編集委員会が議長の諮問機関になっているということがあるので、その辺りの位置付けをどうするかというのはきちんと議論をしないといけないのではないかと。どこまで広報・広聴をやるのかということを含めて、ちょっと議論不足、時間切れになったということです。

それで、今、自民党のこの提案についてどうするのか、皆様のご意見を頂いて整理をさせていただければと思うんですが。

○飯田議会事務局次長 ほかの市議会の例を見ますと、細かいことについては逐条解説に規定するとか、あるいは別の規定を設けたりして表明しているという市もあるかと思います。

○宮下議員 今の次長の発言も受けていたんですけども、自民党のこの言っている内容はすごくもっともだなと思っていて、確かにこれは今の時代に必要なものだなと思っています。ただ、ユーstreamsを使っているということもあるので、斎藤議員もおっしゃっているように、議会で予算をきちんとつけて、胸を張ってやっているぞというふうになっているところまではちょっとまだいけていないのかなと。だから、今、次長の発言もありましたけれども、逐条解説などでこの条文をきちんとフォローするという形の中で今の自民党のコメントの部分はどうかと思っています。

○森戸座長 会議録の策定というのは、現状やっていることはそれも逐条解説に入れるということになっていくのかな。

○飯田議会事務局次長 それは逐条解説に規定してもよろしいかと思いますけれども、原則、本会

議や委員会については通例のことですので、あえてどうするかというのはご議論いただきたいと思
いますけれども、委員会協議会を含めるかどうかというのはご議論いただきたいと思
います。

○森戸座長 会議録を策定するという事は、地方自治法にうたわれていますよね。（「本会議」
と呼ぶ者あり）本会議についてか。だから、あえて言わなくてもいいのかな。

○飯田議会事務局次長 委員会については委員会条例の方に規定しているかと思
います。

○森戸座長 本会議は地方自治法と。（「そうです」と呼ぶ者あり）ということなので、会議録は
どうですか。

○中山議員 皆さんの意見が出ましたので、その皆さんの意見に従って結構かと思
います。特に
必ず明記してほしいとか、そういうのはありませんので。

○森戸座長 分かりました。

○片山議員 私は自民党のこのご意見のところというのは、「広く市民の閲覧に供する」というと
ころなのかなと思っていたので、逐条解説に入れるということであれば、どこに置いてあるかとか、
会議録、公共施設といってもどこにあるかということとか、ホームページに載って、検索システム
がありますよということなども入れることなのかなというふうに思っていたんですが、そういうこ
とではなかったんでしょうか。ちょっと確認なんですけども。

○中山議員 そういうことではなかったですね。議会がやっていることを明記した方がいいのでは
ないかという議論があったので、単純にそれを入れたらどうかという意見を述べただけだったとい
うふうに前期では記憶していますので、片山議員のご意見のようにどうしても明記した方がいいの
ではないかということであれば、検討する余地はあるかと思
いますけれども、そこまでこだわっ
てはいません。

○森戸座長 インターネットの件も逐条解説の中に載せるということでもよろしいでしょうかね。問
題は、委員会協議会を原則公開とするとなると、会議録を作らなければならないということになる
ということですが、現状はどういうふうになっていますか。それを説明していただけますか。

○飯田議会事務局次長 委員会協議会につきましては、請願・陳情者の意見陳述についてその部
分を記録しているわけでございますけれども、ほかの部分の委員会協議会というのは委員会記録を
作成しておりません。それで、先ほどハンドブックにございましたように、39ページのところでは
原則として公開するとございますが、こちらは傍聴を認めているという形の運用がされていると思
います。会議録の方は作成しておりません。

○森戸座長 それを、例えば要綱か何かで委員会協議会は会議録を作成しないということの規定を
することはできないんですか。

○飯田議会事務局次長 先ほど、会派代表者会議の方でも申し上げたんですけれども、条例や要綱
に規定している会議というものは原則公開となるということで、情報公開制度で定まっております。
公開とするということになりますと、基本、傍聴、あと会議録、報道の自由という形になりますの
で、会議録の作成というのは原則としてされるということ想定されてこちらの制度ができている
という形です。

○片山議員 すみません、一つ確認なんですけど、陳述者の陳述についてのみ記録するというところはどこかで規定はされていないんですかね。

○飯田議会事務局次長 規定はなくやっているということになっております。

○森戸座長 委員会協議会というのを載せるとまずいということになると、委員会等というふうにしてはまずいですかね。というのは、公開の原則、市民に開かれたということから公開するということが意味としては重要なのかなというのがあって、小金井市議会が委員会協議会を公開しているというのが特徴だと思うんです。他市は委員会協議会などは非公開のところが多いのではないかなと思うんですけど、だから入れる意味はあるのかなと思っていたんですが。

○五十嵐議員 実態として協議会を小金井市は公開していると。だけど、公開というふうには条例に入れてしまうと、さっき言った会議録だとか何とかという話になってくると。だから、実態としては、公開しているとはいえ、厳密に言うと傍聴を認めているということなんです。現状は傍聴を認めているということ、そのことをどう条例に盛り込めるかどうかということなんです。だから、委員会とか本会議とかで並列してしまうと、やはり会議録だとか、そういうものが必要になってくるといえることなんです。だから、その文章を、後で言っても扱いは同じような気がするんですけど、どうするかということなんです。

○板倉議員 委員会協議会をこの場所で行っていて、要するに傍聴が認められるということは、広く公開されているわけですね。傍聴に来られた方がどういう発言をされているかというのは分かる。逆に言えば、それが活字になったって支障はないわけですよ。となると、陳情・請願者が15分間の委員会協議会の場で発言をすることも会議録になっているわけですから、委員会協議会での発言を会議録にしても支障がないというふうに判断はできると思うんです。そうすると、委員会協議会についてもこの条例の中でうたって公開の対象にするということも、現時点では支障がないというふうに考えますが、いかがですか。

○五十嵐議員 それも一つの考え方だと思うんですけど、わざわざお金をかけて会議録をとる必要があるのかなというところにまた疑問を持つというのも、私などはそうなんですけど、一つの考え方で、それをどうするかというところがここの協議のポイントかなと思いますけど、またさっきちょっと出ましたように、そのままオープンになっていくと、また協議会のために休憩をして何かという話にもなりかねないというのがありますし、その辺をどう整理するかということではないかと思えますけど。

○森戸座長 休憩します。

午前11時19分休憩

午前11時21分開議

○森戸座長 再開いたします。

小林議員からも若干、非公開の場合のご意見も頂きました。では、次長の方から。

○飯田議会事務局次長 先ほどの請願・陳情者の発言記録の関係で私の発言を訂正させていただき

たいと思います。ハンドブックの57ページに規定がございまして、「請願・陳情代表者の発言記録を作成し、委員会記録に添付する」というふうにございますので、こちらの規定で行っているということでございます。こちらは議会運営委員会の方で決定されております。

○森戸座長 議会運営委員会の申合せ事項として決定をしているということですね。それで、板倉議員の方からは、公開にして会議録も作ったらいいのではないかというご意見がありました。五十嵐議員の方からは、そこまでする必要はないんじゃないかというご意見もあって、なおかつ委員会の中の非公開の問題をどうするかというご意見も頂いているところであります。問題は、会議録のようなものを作るのかどうかということは一つ整理しなければいけないかなと思うんですね。公開すれば会議録を作るということなだけ、ただし、会議録は作らないなんていう規定を設けたらおかしいですかね。

○片山議員 今でも休憩の場合は会議録はないということなんですよ。

○森戸座長 休憩の場合は会議録は作っていないですよ。休憩というか、協議会は今、何も作っていないですよ。

○飯田議会事務局次長 協議会自体記録をとっていないんですが、協議会のまた休憩となりますと、ユーストリーム中継も音声も切っているという形になりますね。あと、協議会の休憩が長くなったときは、ユーストリーム中継自体も切って、画像も流れていないという状況でございます。

○森戸座長 協議会は記録もとっていないんですかね。事務局の方でメモはとっているということだね。メモもなかなか、いろいろだものね。基本的にはとっていないよね。テープをやりながら書いたり、局長はいろいろなことを考えながらやって。

○斎藤議員 この扱いでは、原則公開というのは本会議・委員会ということにして、項の立て方はまた別として、委員会協議会は傍聴を可とするということと、陳述者の発言の取扱いを別の項にして、本会議・委員会とは分けて書いたらどうでしょうか。

○森戸座長 今、斎藤議員がおっしゃったんですが、第8条第2項をご覧いただければと思うんですが、「請願・陳情書を提出した代表者は、趣旨について委員会において陳述することができる。」としたんですよ。今は委員会協議会の中でなんですが、ここが変わってきていて、これも事務局からはどういうことですかと問題提起を投げ掛けられていまして、委員会に出席するのは委員と説明員、それから議会事務局というふうになっていて、陳情代表者を議会に呼ぶとしたら公聴会制度か参考人制度なんですね。ということもあって、その辺りはどう整理をされるんでしょうかということがありますということなんですよ。もしここを整理するとしたら、「議会は、本会議・委員会を原則公開とする」というふうにして、逐条解説の中で「委員会協議会は傍聴することができる」という規定にするかということなんですよ。傍聴と言うのか、公開と言うのかなんですけど、というのは、インターネットで中継しているわけですよ。完全公開ですよ。ここの場所でやっているから。公開という言葉が問題……。

○飯田議会事務局次長 公開というと、傍聴者の方あるいはユーストリーム中継で見ていただければいいというふうになっちゃうと感覚的には思うんですが、原則、情報公開制度については会議録の作

成というのが入ってまいりますので、こちらの条文の方の「原則公開とする」の中に委員会協議会を入れてしまうと、先ほど来申し上げているような会議録の作成が必要になってくるかと思えます。でも、今、座長がおっしゃられたように、逐条解説の中で委員会協議会については傍聴を認めていますというようなことで解説を入れるというのは結構なのかなというふうに思っています。

○森戸座長 委員会協議会も、今、18番を押せば全部全庁的に聞けるわけですから、そういう意味では委員会協議会も傍聴ができるという規定になりますよね。

○飯田議会事務局次長 ほかの市の例をちょっと見たんですけども、大体、本会議、委員会までしか規定はされていないというところですね。調布市については、法第100条第12項のところの全員協議会まで含めておりますけれども、委員会協議会までの規定をしているところはちょっと今のところ、私としては見つかっていないという状況でございます。

○森戸座長 ありがとうございます。

全員協議会については別に第11条で小金井市議会は規定していますから、そうすると、今言ったように、逐条解説で「委員会協議会は原則として傍聴することができる」というふうに記述することではどうでしょうか。

○板倉議員 事務局に伺いたいんですが、現行の委員会協議会の内容を会議録請求した場合、どういふふうな扱いになっていますか。

○飯田議会事務局次長 会議録ですとか、メモも担当者はとっておりますけれども、公開対象にするようなレベルのものではございませんので、今のところ公開請求は来ておりませんが、請求されたとしても物が無いという回答になるかと思えます。

○片山議員 逐条解説でという話ではあったんですが、委員会協議会について条例の中に傍聴可ということをするというのはなぜだめなんですか。

○森戸座長 だめではないと思うんですけど、規定として委員会協議会は傍聴することができるということになると、条例の中に入れ込むものでもないのかなという思いもしたもんですから、今、提案をさせていただいたんです。

○飯田議会事務局次長 先ほど来ご説明をしているところなんですけど、条例や要綱に根拠付けのある会議というのは公開だと、公開の中には会議録の作成が入るということでございますので、それで傍聴を認めるという文章だけにしたとしても、では、なぜ会議録の作成をしないんですかという形になってくるかと思うんですね。ですから、こちらの条文にうたうというのは、基本、会議録の作成も入ってくるということですので、先ほど来、座長のご提案のとおり、逐条解説に設けるといのはよろしいかと思うんですが、条文に設けるとやはり会議録の作成までしなければならないものと考えます。

○森戸座長 片山議員と思いは私も同じなんですけど、会派代表者会議も公式な場だよということとは本当は位置付けておきたいなと思ったんですけど、そうすると、原則公開みたいになってくるということですよ。悩ましいですよ。私たちの思いと条例を作ることがなかなか一致していないという。

○片山議員 ただ、会派代表者会議も一応持ち帰りというか、その表現についてはということがあるので、ここももし何らか工夫ができるのであればちょっと考えてみたいところだなと思います。

○斎藤議員 それでいうと、本会議は地方自治法で公開、委員会は委員会条例で公開であれば、この条文では何を言いたいのかというような気がするんですよね。その中で、委員会協議会に関して小金井市議会と市民との間の関係性で広くほかの議会よりは開かれていますよということを表すことができる表現、それをみんなでちょっと知恵を出さなくてはいけない、すみません、私も今、案がなんですけれども、そういう立場でちょっと考えたいと思います。

○宮下議員 今、すごく整理する必要があるかなと思って聞いていたのは、議会基本条例は議会における最高の位置付けになるので、これを作って同時に委員会条例の扱いたいなものも整理する必要があるかなと私は思っていて、だから、議会基本条例ができて、今現状ある委員会条例やら何やらがそのまま残るというのもちょっとどうなのかなというのを考えていまして、だから、その辺の位置付けも議会基本条例を作りながら、今のご提案も含めてちょっと考えていけたらいいなと思っています。

○飯田議会事務局次長 今、宮下議員がおっしゃっていただきましたように、議会基本条例の方が委員会条例より上位になるわけでございますので、基本、委員会条例の方が先にできていますけれども、委員会条例の方を、この議会基本条例第何条に基づき、委員会は公開とするというような形で、委員会条例の方を議会基本条例に基づきこういうふうにするという形に改正するというのがよろしいと思っております。

○森戸座長 ということですね。ただ、議会委員会条例には原則公開ということはない。（「第16条に、『委員会の会議は、これを公開する。』となっていて、傍聴の取扱いとなっていますけれども」と呼ぶ者あり）傍聴の取扱いというのが、だから、公開になっているわけですね。わかりました。となると、原則公開ということの意味は何なんだということはいいですか。（「上位法になるのだから」と呼ぶ者あり）こっちでうたうということでもよろしいですか。

片山議員は持ち帰りたいという話でしたかね。条文に入れた方がいいというご意見と、入れるとなると会議録も作成することが前提だということなんですね。ただ、そこまではする必要がないのではないかというご意見もあって、会議録作成を協議するのは議会運営委員会になるのかな。現状の維持ということから考えると、委員会協議会を公開するということはこの条文に入れるのは非常に難しいかなと思いますので、逐条解説で述べるということですが、ご意見を言っていない方、いかがですか。そういうことでどうかと。

○中山議員 そうすると、条文はどういうふうになるんですか。委員会協議会の部分をとることですか。

○森戸座長 そうですね。「議会は、本会議、委員会を原則公開とする」と。

○中山議員 すみません、僕は別に片山議員を擁護するつもりは全くないんですが、擁護というか、ごめんなさい、サポートするつもりはない、変な意味じゃないですよ。変な意味じゃないんですけど、助け合っているんですけど、そういう変な意味じゃないんですが、ごめんなさい、正確に言う

と、片山議員の意見を代弁するような、思いがよく分かっていないですから、つまり片山議員の心の中が分からないので。ただ、市民に開かれた市議会ということでここにうたわれているから、片山議員としては多分そこが悩ましいところなんですよ。市民に開かれた市議会の観点からいくと、どうなのかなと思うんです。だったら、最初から書かない方がいいんじゃないですか。

○森戸座長 そういうご意見もあるんですが、ただ、原則公開という小金井市の独自性というのがすごくあって、これをどう表現するか悩むところなんですよ。ただ、調布市でしたか、全員協議会を公開するというのもどこかに入っていると。よく条文を見ると、全員協議会、第11条のところに「全員協議会は原則公開するものとし」とあるんですが、ここに入れなくても、第5条に入れてもいいのかなと。（「協議会ですか」と呼ぶ者あり）全員協議会、第11条。（「後ろに出てくる」と呼ぶ者あり）後ろに出てくるんですが、これも公開対象になっているわけですよ。

○中山議員 ここから意見なんですけど、市民に開かれた市議会という観点から条文をまとめていこうとすると、結局、公開の部分でひっかかってくるわけですね。それで、今、座長がおっしゃったように、全員協議会の部分とかとなると、今度は全員協議会を主体に第11条が組まれていてということで、やはり私は思うんですけど、例えば委員会とか本会議と全員協議会ということで、実務的なレベルで条文を分けた方がいいのではないかなと思うんですけど、開かれた市議会というのももちろん必要な、重要なことではあるんですが、そういうカテゴリーで分けるんじゃなくて、実際の運用面から、例えば本会議、委員会はどうあるべきかとか、あと全員協議会はどういうものかというふうにした方がいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 というご意見ですが。

○水上議員 根本的な話になるのではないかなと思うんですよ。今の、章立て含めて見直さなくてはいけないということになるので、それはちょっと大変じゃないかなという気がします。

○鈴木議員 この議会の公開の原則について少し全体的に整理して見直してはいかがでしょうかと、今の中山議員のご提案だったと思います。これは同時に、今、水上議員からも意見があったように、また更に検討の時間がかかるのではないかという話なんですけど、全体を精査していくとどうしてもこういう議論にならざるを得ないのかなと、ここはちょっと大事な議論なのかなと思っていて、これも少し時間をかけて、その在り方について、整理の仕方について考えてみたいと思うんです。私、個人的には少し整理できるところは整理してもいいのかなというふうに感じているということをまずここで申し上げておきたいと思います。

○森戸座長 という根本的な議論が、ある意味、市民に開かれた市議会とか、市民の声を反映させる議会というのは、市民に宣言をするとか、議会はこういうふうを考えているんですよということを、こういう場があるんですよということを知らしめていると言ったらおかしいけど、お知らせするという意味でこれは載せたのかなと思っていて、全部これをなくすということですよ。

○五十嵐議員 全体をバランスがどうなっているのか見ることは大切なことだと思うんですけど、例えば、組み合わせを変えたとしても、こっちに入れた方がいいか、こっちに入れた方がいいかというのがまた出てきそうな気がするんですよ。それで、今、中山議員の方からこれは何のために

第5条を書くのかという話があったんですけど、だけど、議会の関連する条例の中で最高の第一番のところに上げるということになれば、大原則みたいなものは、ほかのところにあっても当たり前でも、一応載せておかないと関連付けられないというのがあるわけですよ。だから、余りそこを一つ一つ小さく見ていって、そこだけ必要がないのではないかと考える必要もないのかなという思いがあって、全体を見ながら、ここに関しては私は当たり前のことを当たり前にやっているだけなんですけど、原則公開で本会議・委員会をやっているというのは、これはこれでいいのではないかなという気もしてまして、だからといって、これが何のためにやるのかということにはならないのではないかなと思うんですね。これがあって初めて委員会条例につながっていくわけだからと思いますけど。

○森戸座長 分かりました。

○斎藤議員 私も五十嵐議員と同じで、というか、ここに委員会を入れておかなければ、委員会条例につながっていかない。こちらの方が上位法であるということであれば、ここに本会議・委員会の公開というのを入れる必要が当然あるということと、それから、今、全員協議会の位置付けなんですけれども、この委員会協議会のところを全員協議会に私は置き換えてもいいかなと思っているんですね。今、全員協議会は市長と議会との関係ということで、全員協議会の開催のことは第11条で書いているんですけれども、公開のことについては議会と市民との関係ということで、ここで原則公開するんだとうたうことは、両方に出てきてもそれはおかしくないという気がします。

○森戸座長 分かりました。

○白井議員 私も五十嵐議員の意見と斎藤議員の意見に賛成でございます。第5条に関しては、委員会協議会のところを全員協議会と置き換えるというところ、一つちょっと、どこで言うか迷っていたんですけれども、第5条の「原則公開とする」だけだと僕は物足りないと思ってまして、例えばですけど、「原則公開とし、あらかじめ市民に周知するよう努めるものとする」ということを入れていただきたいなということ意見を言わせていただきます。

○板倉議員 ちょっと斎藤議員、白井議員に伺いたいんですが、第5条に全員協議会も入れてくるとなると、現行の第11条で書いてある全員協議会の規定がありますよね。これはこの部分として残しておいたまま、第5条にも全員協議会の名称を入れるという考えになりますか。ちょっと教えていただけますか。

○斎藤議員 先ほど言いましたように、第11条では市長と議会との関係で、主に開催する要件という部分がかかれております。記録をとるものということはありませんけれども、そのダブった部分を書くか書かないかはちょっとこれから検討が必要だと思いますけれども、市民と議会との関係で全員協議会は公開をするんですよというところでここに必要ではないかなと思います。

○森戸座長 すみません、ちょっと整理したいんですが、中山議員からは、ここにそもそも載せることが必要なのかというご意見がありました。五十嵐議員からは、やはり原則的な問題だから条例としては載せた方がいいというご意見がありました。白井議員からも同様のご意見がありまして、基本は載せるということだと思うんですが。

○中山議員 ちょっとすみません、私、頭が良くないのでついていけないんですけど、先ほどの議論では、原則、当たり前のことは載せないという議論になっていて、1個前ですよ。今さっきのインターネットとか、それで、こっちは原則だから載せなければいけないというのは、どこを基準にどうするのか。私、前期の議会基本条例のときにはこういう市議会のハンドブックだとか申合せ事項も含めて文書化、明記化していく必要があるのではないかという議論もあったので、載せた方がいいのではないかなと思っていたんですけど、ここの議論がちょっと分からなくなりました。どこまでが原則だから載せるべきだということと、どこまでが当たり前、原則だから載せない方がいい、逐条でいくべきだという、そこの整理がついていないので分からないんです。ここに関しては私は皆さんの意見に従おうと思っていて、特に絶対こうしなければいけないとか、ここを削除しろとかという意見ではないんですね。皆さんの意見にできるだけ歩み寄ってまとめていきたいと思っているんですけど、原則のルールというか、基準がちょっと分からなくなりました。

○鈴木議員 それともう一つ確認したいんですけど、第11条のところの部分、第4項のところの記述について載せるか載せないか、また後で議論したいということですよ。これは確認です。

もう一つ確認させてもらいたいのは、第5条の委員会協議会のところを全員協議会に置き換えるということでしたかね。それは委員会協議会と書かずに、全員協議会と置き換える、この理由をもう一回整理していただきたいんですけど、どうなのかなと思っています。

○森戸座長 委員会協議会については、逐条解説で記述するということだと思っんですよ。ただ、本会議と委員会だけだと当たり前じゃないかということもあるし、なおかつ原則的な問題だから、基本的な会議については公開するよということ載せた方がいいだろうと。その意味で第11条の全員協議会についても市民との関係では公開するということをやった方がいいのではないかなというのが、斎藤議員のご意見だったかなと思うんですが。委員会協議会を逐条解説でというのは、これはよろしいですよ。片山議員はだめ。

○片山議員 私は本来、条例に載せた方がいいかなと思っているんですけど。ちょっとそこをもう一度確認したいのですが、原則公開であって、公開しない場合にあってはその理由を明らかにしなければならないと書いてあるわけなので、そこで、公開しない場合ということかな、会議記録を作るか作らないかというのは、ここのところでの整理にはならないんでしょうか。

○森戸座長 例えば「ただし、委員会協議会は記録をとらない」と書くということですか。

○宮下議員 片山議員の気持ちも分かるんだけど、情報公開条例というのが片方であるので、その辺の整合性を考えると、やはりちょっと無理があるかなと思っていて、特定秘密保護条例か何かがあればね（「それは意見が一致しないと思う」と呼ぶ者あり）市政の外交上の問題でもあるので、この辺は議論が広がってしまうので言わないけど、だから、やはり現状、どうしてもしようがないという部分はあるかなと思うんです。

○板倉議員 私も片山議員の気持ちはよく分かるんですが、議会側が、例えば本会議の委員会でも部局と論戦するときに、条例とか要綱に規定されているいろいろな、様々な部局側の会議がありま

すよね。それについて情報を公開すべきだというふうに我々が言ったときに、ただし書でそれは公開しないものとするを書いてあった場合には、情報公開条例の関係からどうなのかと私たちはやはり詰めると思うんですよね。それもやはり私たちは考えなければいけないなと思っていて、片山議員の気持ちはよく分かるんですが、一定そこは整理しなければいけないなと思っているんですよ。

○片山議員 私は委員会協議会の公開というのは、ここに書くことはすごく大事だと思っていて、今、意見として申し上げているわけなんですけど、全員協議会というのはそもそも公開されているわけですよね。というか、ちょっと違うくりかなと思っているんですけども、やはり委員会協議会という言葉がここに入ってくるというのは、かなり特徴的なことだなと思っているんです。ですので、本来、情報公開条例にのっとって会議録を作らなければいけないということであれば、そういうふうにした方がいいのではないかという意見は持っています。ただ、どうしても一致しないということであれば、それはいたし方なく、逐条解説で書くしかないだろうと思います。

○森戸座長 全員協議会も以前は記録をとっていなかったんですよね。ほかの議会はとっていないんですよね。公開にしない場合もあるし、小金井市議会は公開し、なおかつ記録をとり始めたのは本当にこの7、8年ぐらい、それまでは記録もとらなかったの、そういう意味ではかなり進んできたかなと思うんですけどね。では、片山議員、逐条解説でということをやむを得ないと、不一致で、そうですね。ただ、一応逐条解説に載せるということも重要なことだと思うんですけど。百瀬議員とか林議員とか、ご意見はいかがですか。

○百瀬議員 最初の部分は、「本会議と委員会、全員協議会は原則公開とする」というふうにするというものは、今、一致しましたよね。

○森戸座長 まだ一致していない。

○百瀬議員 そういう方向で。

○森戸座長 委員会協議会がどうかと。

○百瀬議員 とりあえず「原則公開する」というのを宣言するということがあつて、後段に「ただし、公開しない場合について」うんぬんかんぬんというのがあるんですけど、何か違和感があるんじゃないかなと。原則公開ということをここで言いたいわけなので、公開しないこと、例えば例としてどういうものを想定するのかというのがちょっと分からないんですけども。

○森戸座長 例えば秘密会とかもあるんですよね。これは非公開で、会議録も作らなかったか、会議録は作るんだか、口外してはならないということで、過去に小金井市は1回だけ秘密会を行ったんですけど、それだけなんですけど、そういう場合があると。あと、委員会協議会がここでは入っていたので、先ほど言ったような、部局からするとどうしても非公開で話をしなければいけないということもあつて、「ただし、公開しない場合には」ということで、きちんとそれは説明をしなければいけないということをやったと。もともとは秘密会のこともちょっと入れたんですけど、秘密会は入れる必要がないというご意見もあつて。（「そういったことですね、分かりました」と呼ぶ者あり）

それで、この委員会協議会を逐条解説で記述するということはよろしいですか。林議員はそれは

よろしいですか。

あと、全員協議会をここに記述するということがいかがですか。置き換える、削除して全員協議会にする。（「11条をこちらに持ってくる」と呼ぶ者あり）条文をこちらに持ってくる。（「11条は11条で残す。4項は残らない。」と呼ぶ者あり）第4項はちょっと後で、残さなくてもいいのかなというのもあるし、そこはもう少し後で議論したい。とりあえず、ここには入れておいた方がいいのではないかと。（「全員協議会を入れる」と呼ぶ者あり）全員協議会を。（「委員会協議会を加えて」と呼ぶ者あり）加えてじゃない、これは削除。委員会協議会は削除です。

○片山議員 すみません、確認なんですけど、委員会協議会をここからとる理由としては、会議録を作るまでのことではないからというような一致ということになっているということによろしいんでしょうか。

○森戸座長 そうですね。ということでよろしいですか。今、言われたとおり。（「現状がそうになっている」と呼ぶ者あり）

○片山議員 現状に合わせてということ。

○森戸座長 そうですね。

○片山議員 もし会議録を作るということであれば、現状プラスアルファ、また議論が必要だからということ。

○森戸座長 そうですね。

○片山議員 分かりました。その確認です。

○森戸座長 では、そういたします。置き換えるというか、削除して付け加えると。（「その方がいい」と呼ぶ者あり）置き換えるというと、何かね。ただし、委員会協議会については逐条解説に載せるということですね。

○宮下議員 さっきの中山議員の、ちょっと僕、分からなくなってしまうというあれがあったので、ちょっと一応私の見解だけ言っておくと、さっきの場合は、委員会の状況等についてインターネットを利用した中継を行うとともに会議録をうんぬんと続いているので、この現状をやはりほかの人の媒体を使って、便乗と言ったら何ですけれども、そういうやり方で今やっているの、これが条文に加えられるとかなり厳しい制約が入ってしまうので、それであえて条文に入れるのは難しいのではないかと、そういう意味で私は言っています。

○森戸座長 整理はつきましたか。

○小林議員 そうすると、すみません、先ほどの繰り返しなんですけど、先ほど百瀬議員が言われた、「ただし、公開しない場合については」というのは、残さない、とるということ。

○森戸座長 「ただし、公開しない場合については、その理由を明らかにしなければならない。」、これは残す……。

○五十嵐議員 改革連合から非公開決定手続はということでクエスチョンマークが書いてあるんですけど、公開しないために、例えば全会派一致して公開しないと決めるとか何とか、例えばそういうことを書く必要があるのかなと思ったりするんですけど、どうなんですか。

○板倉議員 先ほど、秘密会についてはあえてうたう必要はないという話がありましたよね。そうすると、公開しない場合というものが登場するということがちょっと考えられないなと思っていて、その点もちょっと整理しないといけないと思っています。

○飯田議会事務局次長 秘密会のときでございますけれども、公開しない場合にはその理由を明らかにしなければならないとなると、こちら、秘密会の理由をこういう理由だから秘密会にするという、秘密会にならないといえますか、これは地方自治法上ちょっと抵触してしまうのかなと思います。

○森戸座長 個人の情報なので公開しないということ言えばいいんです。個人情報に関することなのでということで、以前ありましたよね。ある事件があつて。

○鈴木議員 これは個人の情報というところでは理解できたんです。ただ、対外的に何かあつたときの扱いというのはどうするんですか。

○森戸座長 対外的に、だから、意思形成過程において情報公開条例にのっとった形だと思うんですよ。公開することができる中身から、公開しないことができる中身というのは、それ以上でもそれ以下でもないということなので、ちょっともう一回情報公開条例を見ますけど。ここの言い回しは、そうすると、秘密会との関係では必要ないということですか。（不規則発言あり）これがあるともまずいと。ただ、秘密会をやるに当たっては、なぜ秘密会なのかということだと思うんですよ。個人情報に抵触するため秘密会とするということをきちんと言わないと……、では、お昼になりましたので、そこを含めてもう一回議論したいと思います。しばらく休憩します。

午後0時03分休憩

午後1時05分開議

○森戸座長 再開いたします。

午前中に引き続き、議会基本条例の素案たたき台の協議を行います。

それで、第5条第1項はまとまったかなと思いますが、整理をしますと、第1項の委員会協議会というのは逐条解説で記述するということでもあります。これを逐条解説に回した理由は、条例化することになると、会議録をとらなければならないために、現状では会議録をとっていないということから、条文化しないで、逐条解説の中で現状の傍聴ができるということを盛り込んで記述するというところでよろしいでしょうか。なおかつ、委員会協議会のところを削除し、全員協議会を原則公開するというので、そこに加えるということで、これも確認してよろしいでしょうか。これはまだか、全員協議会。いいですね。

○宮下議員 会議を公開しないうんぬんというところは。

○森戸座長 ごめんなさい。「ただし、公開しない場合についてはその理由を明らかにしなければならない」ということでありまして、これは条文上おかしいのではないかというご意見がありましたね。これはどういうふうにするかなんですが。

○板倉議員 秘密会についてはあえて規定する必要がないのではないかというご意見があつて、ま

とめがあって、そうすると、個人情報とか他市との関係については、開かれた場ではやっていなかったと思うんですね。別の場所でやっていたように思いますので、ここのただし書規定が果たして必要なのかというところがちょっと思っているんですが。

○森戸座長 皆様のご意見はいかがでしょうか。

○五十嵐議員 先ほどの次長の説明だと、ここにこうあった場合、公開しない理由はこうこうこうということで、割と具体的になってしまうと、秘密にすることの意味がそもそもないのではないかということだったと思うんですけど、それに対して座長の方から、例えば個人情報のためとか、そういう言い方、確かそういうような発言もありましたよね。だから、そういう意味では、私も座長と同じように、個人情報のためとか、そういうことで理由になるのかなとちょっと思っていたんですけど、そうすると、条文にこういうふうに書いてしまうと、そういうような言い方ではやはり不足ということになるんですかね。条例を作る場合、文章としては。

○飯田議会事務局次長 秘密会でございますけれども、秘密会の方は、ご存じのように、討論をしないで3分の2以上の特別多数で議決することができるということで、秘密の理由を述べないで決することができるわけでございます。それで、個人情報のためというようなことで理由が割合容易につくものもあるかもしれませんが、中には、ごみ問題とか、そういう難しいものもあるかと思えます。秘密会ということになりますと、本会議の規定でそういう形になっておりますので、そういう意味ではこの規定は設けない方がいいのかなと思っております。「本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする。なお、公開しない場合については」ということにはなりますが、本会議について秘密会というものがございまして、これは全部がかかってしまうというちょっと問題点があるのかなと思っております。

○五十嵐議員 そうすると、言い方としては「原則公開とする」ということだけで終わるということですね。もしそういうことであれば、改革連合から出されている非公開決定手続というのは、何かそんな質問が出ていますけど、要らなくなるということだと思いますので、それはそれで私はそれでもいいかなというふうに思います。

○森戸座長 これは委員会協議会と秘密会などを想定して入れたわけですね。例えば市政情報の公開義務で、「各号のいずれかに該当する市政情報が記録されている場合は、公開しないことができる」というふうになっていて、(1)から(5)まで述べられています。例えば「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められるもの」ということですね。それから、(3)で「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は」うんぬんという規定があります。そういう意味からすれば、理由としたら情報公開条例だとかを含めてなぜ公開できないのかということをしかりと述べると。秘密会とかにしても、なぜ秘密会にしたのかという批判は必ず出るわけですね。そのときに議会がきちんと説明責任を果たすということが必要だということもあって、あのときも確か個人情報なのでということで秘密会にしたことがあったのかなというふうに思うんですけど、だから、ここでいう、理由を明ら

かにしなければならないというのは、あえて公開しない場合についてなぜ公開しないのかということの説明を問われたときに、きちんと答えられる責任を議会が負うということで、これは入れてあるというふうに理解しているんですけど。

○板倉議員 全員協議会を中に入れると、全員協議会で秘密会というのはあり得ませんから、整合性が合わなくなるのではないかという先ほどの協議がありましたよね。だから、秘密会を考えるのであれば、別個、秘密会の規定をどこかで設けるかどうかですよ。

○森戸座長 提案したときにそれを設けようとしたら、秘密会は設ける必要がないという話になったんです、委員長提案は。それで、では、公開しない場合にはどうするのということで、ある程度議会としての説明責任が必要なのではないかということで、これを入れたわけです。秘密会の項を起こそうと言ったんだけど、それは不一致だったんです、委員長提案は。全員協議会だって秘密会にすることはありますよ。市長から秘密会にしてほしいと言われる、秘密会というふうに言うのかどうか分からないけど、非公開でやってほしいと。

○水上議員 今、板倉議員からもあったとおりで、結局、委員会協議会というのが最初あったことに関連でただし書があったと僕は思っていたんですよ。これがなくなったということになると、公開しない場合というのはもう一つ秘密会ということが想定されていて、前回の議論では秘密会というのは不一致だったのでこれには盛り込まれていないと。ただ、公開しない場合というのは秘密会に当たるわけだから、そういうことを想定してこのただし書が書かれているということが一つあるのと、それに対してのある程度の説明責任を果たさなければいけないということで書かれているという理解ですよ。

○森戸座長 そうですね。

○水上議員 だから、僕も板倉議員が言ったみたいに、委員会とか本会議で秘密にするものはないと思っていたので必要ないかなと思っていたんですけども、そういう秘密会が想定されているということがあるとすれば、これはそういう意味で入っていてもいいのではないかなという気がします。

○宮下議員 巻き戻しするようで申し訳ないですけど、そうしたら、今ここでもう一回、秘密会というのを持ち出して、秘密会というふうに入れた上で、公開しない場合についてはその理由をというふうにつなげる方が筋としては分かりやすいのかなと思う。

○森戸座長 分かりやすいですよ。前はそれは不一致だったんですよ。一致しなくなってしまうんです。地方自治法に入っているというのがあって。

○中山議員 議会事務局の方から頂いた資料の中の流山市議会の議会基本条例では、これは委員会の活動としてなので、市民に開かれた市議会という観点ではないんですが、条文の第4項のところに「委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない」と。小金井市議会の委員会条例を見ますと秘密会のことが書かれていますので、こういうまとめ方もできるのではないかなと思います。

○森戸座長 第何条ですか。

○中山議員 流山市議会の条例は第17条第4項です。第6章、5ページです。

○森戸座長 ということもあるということですね。

本当に秘密会にする必要があったのかなかったのかという議論も、実は過去の秘密会についてあったんですね。そういう意見が分かれる中での秘密会の場合に、なぜ秘密会にしなければいけなかったのかということの議会としての説明責任が問われてくる問題があって、それは意思形成過程に関わる情報なのか、それとも個人情報だからなのかということぐらいのものは、何らかのことを説明しないと、秘密会で終わりましたみたいな話というのは通らないのではないかとということだと思っただけです。だから、宮下議員がおっしゃるように、ここにまたあえて秘密会を復活させるかどうかということが議論になりますけど、それは地方自治法にうたっているんで、あえて言う必要はないのではないかと意見が多くて、それは削除したということだと思っただけです。委員会条例は第17条ですね、秘密会。「委員会は、その議決で秘密会とすることができる。委員会を秘密会とする発議については、委員長は、討論を用いないで委員会に諮って決める」というふうに委員会条例ではなっています。本会議も秘密会があると。会議規則の第95条ですね。ということなんですけど、皆さんがあえてこれは必要ないということであれば、それは削除でいいと思っただけです。秘密会は議決なんですよ。だから、反対する人も出てくる可能性がある。（「3分の2です」と呼ぶ者あり）3分の2だからね。さて、どうしますかね。（「削った方がいいかというのちょっと聞いてください」と呼ぶ者あり）入れた方がいいかどうか、残しておくか削るか。

○鈴木議員 私も、秘密会の扱いは議論が必要などころではありますけど、削除の方向でいった方がいいかなと考えています。というのは、最近よくあるんですけど、会派代表者会議にオブザーバー参加を認める形での協議というのが出てくるものがあるんですね。その辺のことも考慮していく必要があるのかなというふうに考えています。

○森戸座長 ほかにいかがですか。

○白井議員 私は公開しない場合についてはうんぬんの文言は残すべきだと思っています。さっき座長もおっしゃったように、公開しないことに対する説明責任というのは必要であると思っただけです。その理由については一言でもいいと思っただけです。だから、こういう理由で、恐らくその理由は余り具体的にしなくても、一応理由としてはこれですということも含めて、できる限りの説明責任は果たすべきだと思っただけから、これは残すべきだと思っただけです。

○森戸座長 いかがでしょう。今、両方のご意見が出ました。

○水上議員 私も残しておいた方がいいと思っただけです。それは、基本的なスタンスとしては議会でやっていることであるとか、あるものについては議会基本条例の中である程度書いた方がいいと思っただけです。ただ、協議会とかになると、さっきの議論みたいに、公開のものとか、条例で規定すると会議録をどうにかしなくてはいけないということがあって、載せない方がいいというような整理になったことがあるので、それはしようがないと思っただけですが、公開しない場合については秘密会ということ想定して書かれているものだと思うんです。秘密会というのは別に地方自治法でも小金井市の委員会条例の中にも盛り込まれているものなので、実際的にそういうものが

あるとすれば、議会基本条例の中でもそれに対応した文言というのは何か必要になってくるのではないかなというふう思うので、秘密会というのを盛り込むことが前回、不一致だったということもあるとすれば、こういう形で書いておいて、これが要するに秘密会みたいなものを想定しているという理解で、僕は載せておいた方がいいのではないかなというふうに思うんです。

○鈴木議員 水上議員のおっしゃっていることはよく分かるんですが、秘密会の開催を想定しているということ、それではどこで説明するのかなというふうに思うんですね。そのことについての記述、これは不一致だから秘密会について載せないという議論が以前あったということですから、そこも踏まえて考えていく必要があるかなと思うんですよ。秘密会の議論、改めてここでもう一度そこを熟成させる必要があると言ったら別ですけど、このところはちょっと私は違うのかなというふうに思っています。

○水上議員 この間議論があるとおり、秘密会は地方自治法第115条でも規定されていることで、委員会条例でも規定されていることなので、その範囲で既に規定されているという整理なのではないかと私は思うんですよ。だから、そういうものについて、載せた方がいいものと載せなくてもいいということもあると思うんですけど、さっきの原則公開とするというのは議会の基本的な在り方の一つだから、地方自治法とかで当たり前のことなだけで、載せておいた方がいいというような全体の意見だったと思うんですよ。秘密会については、全体としても規定があるものなだけで、わざわざ載せなくてもいいという前回の整理だったということだったので、そういうことを踏まえて対応したらどうかなというふうに私は思っているんですが。

○森戸座長 幾つかあって、前回のときは委員長案として、第2項に「秘密会を開催するときは、小金井市議会会議規則第95条及び第96条及び委員会条例第17条に基づくものとする」というのを提案させていただきました。この議論の中でわざわざ秘密会ということは言う必要はないのではないかと議論の一つにはありました。もう一つは、原則公開としない場合もあり得るということを確認する必要があるのではないかと議論もありました。そういう流れの中で、公開しない場合の理由説明を入れた方がいいのではないかとということで入れたんですね。秘密会とここでわざわざ入れなくてもいいのではないかと、議会在秘密会を率先するようなことにはならないだろうということであるけれども、一方で秘密会というものはあり得る話だということなんです。したがって、それをやるにしても、なぜ秘密なのかということは説明した方がいいのではないかと議論の中で確かこれを入れたというふうに思います。各会派から秘密会という規定は不要ではないかというご意見は頂いたんですね。（「表現の差でね。秘密会っていう表現だとちょっと。」と呼ぶ者あり）秘密会と言うとね。特に意見が分かれるときがあると思うんですよ。本当に秘密会にする必要があるのかどうかというときに、3分の1の人が、5、6人が反対することはあり得ますよね。そのときになぜ秘密会にしたのかという説明ができていないと、それはまずいかなという。だから、なくてもいいことはいいんですけど。

○板倉議員 水上議員のさっきの意見を補足いたしますけれども、私は冒頭、要らないのではないかと発言をしたんですが、それは個人情報など秘密にすることについては表の場では今までは

余りなかったなという思いがあつて、だから要らないと思ったんですが、先ほど座長の方から秘密会という話がここでは陰にあるんですよという話を伺って、もしそうであるならば、秘密会にした理由は、ここで市民に開かれた市議会という規定ですから、それは最低限のことは市民に説明しなければいけないなと思ったんですね。だから、この部分はそういうことであれば残した方がいいと。だから、この条項があるから、何でもかんでも秘密にしていこうということではなくて、そういう場合が発生したときに説明するための条項は必要だろうということで、私は水上議員の意見を踏まえて補足をしたいと思っています。

○鈴木議員 まさに、今、板倉議員がお話になったところがポイントだなと思っているんですね。ただ、秘密にした理由、公開しない理由を明らかにすることで秘密会の意味がなくなってしまふおそれについてはどうかなと思うんですね。秘密にした理由を公開する、例えばこの件はこういう個人情報に関わることなので非公開に、秘密会としたという説明をしなくてはいけない。でも、その秘密会を持ったということがそこで明らかになって、非公開にした理由がそこで明らかになる、一つ、秘密会ではある意味なくなるというところをすごく心配しているんです。

○森戸座長 すみません、「委員会の実際」の雑誌の中で秘密会についての規定がありますよね。委員長や議長はどういう言い方になるか、事務局にあると思うんですけど（「『議会運営の実際』」と呼ぶ者あり）「議会運営の実際」、その中に秘密会のところがあると思うので。

○白井議員 今の鈴木議員の意見でいうと、秘密会があったこと自体が秘密になっているという認識なんですかね。でも、実際の秘密会をやるときは議決するわけでしょう。

○森戸座長 そうです。

○白井議員 ということは、秘密会というのは何らか行われるということが明らかになるわけですから、では、その秘密会は何なのということを説明するというのは、例えば個人情報保護の観点ですという理由でできるのではないかなと。だから、秘密会自体が行われていることが完全に秘密であるならば、確かにこういったことを設けることはおかしいと思うんですけど、そういう意味では私はやはり残すべき、要するに行われているということが当然明らかになるわけですから、だからそれに対する一定の秘密に関わらない範囲での説明はやるべきだと思います。

○森戸座長 何とかの事件に関する秘密会みたいな、そういうあれじゃなかったでしたか。「議会運営の実際」に多分例が出ていると思うので、それを出していただければ分かると思うんですが。

○加藤議会事務局長 秘密会については、先ほど次長の方がちょっとご説明させていただいた地方自治法の条文の中にも、うちの委員会条例の中にも、それを決するとき、いわゆる討論を用いないでという書き方があるんですね。その討論を用いないでということは、広く解釈すると、いわゆるその理由には踏み込まないで、要はそこで決するという趣旨が、ちょっと今ずっとどこかにそういうのがないかなと調べていたんですけど、明言はしていないんですが、大体その討論を用いないでということは、要するに賛成反対の意見を述べる場がないということですね。それで決をとって、そこで決まるという趣旨なので、そうすると、この理由うんぬんということが果たしてこの条文にそもそも当てはめられるかどうかというところが、正直、ちょっとグレーなところかなと思って

いて、そのところは今、私も手元にあるのだけですと調べきれていないんですが、討論を用いないでということは、その賛否の意見を言わずして決をとりなさいという、そういう位置付けになっていますので、ちょっとそこの絡みが私どもの中でもまだ整理できていなくて、その絡みで今、ひっかかっているところです。

○森戸座長 そうすると、もうちょっとここは調べていただくということで保留にしたいんですが、どうでしょうか。

○白井議員 保留に際して、多摩市議会でも同じ文言が入っているんですね。公開しない場合についてはその理由を明らかにすることが条文に書かれていて、今、多摩市議会の委員会条例を例規集から見ているんですけども、同じように秘密会の条項がありまして、これも小金井市と同じことが書かれてあります。どういった運営をされているかというところを、もし可能であればお調べいただければ。

○飯田議会事務局次長 多摩市議会にも同じ条項があるということで実は先日聞いたところなんですけれども、特にどういう運用をするかというのを決めていなくて、想定が今のところないといえますか、そういったことでまだ運用は決めていないんですよという話をしていただきましたところなんです。

○森戸座長 秘密会は事実上、そんなに滅多に開くものではないんですよ。でも、一旦公開しないと言ったときにどう説明するのかということはある問題なので、運用のところまでは多分どこもまだ考えていらっしゃらないんじゃないかと思うんですよ。ただ、整合性がとれるかどうかというふうに言われると、どうなのかというのはあるんですが、ここで多摩市議会も書いてあるから、そういう意味ではあっても問題はないような気がするんですけどね。幾つか秘密会にしようと思ったこともあったんですよ。例えば百条委員会を立ち上げたときも、秘密会でやったらどうかという意見があって、しかし、これも不一致だったんですよ。結局、公開で証人を呼んで質疑をしたという経過などもあるんですけど。

○飯田議会事務局次長 「議会運営の実際」のところをちょっと読ませていただきますけれども、秘密会を開く基準があるかという問いに対して、「どのような場合に秘密会を開くかについて基準はありませんが、議事の内容について秘密性があることが必要です。単に審査の内容を外部に知られたくないというだけでは十分ではありません。外部に知られることにより十分な審査を期待できないとき、審査の内容が知られることにより第三者の利益や名誉を害し、基本的人権の尊重に抵触するおそれがあるとき等の理由が必要です。どのような事項が秘密会の審査になじむかは、個々具体のケースに応じて判断する必要がありますが、事前に委員間で話し合い、合意してから秘密会とする運営が適当でしょう」ということになっております。次第の例などを見ますと、どういう理由によりということとは述べておりませんが、討論も認められていないので、直ちに採決いたしますという次第になっていて、先ほど鈴木議員もおっしゃられていましたけれども、秘密会の秘密の理由を述べることによって秘密にならないことはあり得るのかなというふうには思っております。

○森戸座長 ただ、何月何日に何々の案件について臨時会を招集するとか、本会議で秘密会とする

というのは言うわけですよ。そういうふうになっていないですか。（「それは言う」と呼ぶ者あり）ですよ。何々の案件についてということ。だから、そういう意味でいうと、何々の案件についてということは言っているわけだから、そのことについて、例えば個人の人権に関わる問題であるので秘密会とするという程度のことを言うことは問題ないのではないかと思うんですけど。ということなどがあって、これはもう少し調べてもらうというふうにしますか。結論が出ないということで、どうでしょうか。何か保留がいっぱい出てきてしまう。

○片山議員 調べてもらうというのは事務局に。

○森戸座長 事務局に。それとも私たちが調べますか。

○片山議員 扱いについてという。

○森戸座長 取扱いを保留にするということで、それまでにもうちちょっといろいろそれぞれが調べていただいてもいいですし、事務局にも調べていただいてもと思いますが、いかがいたしますか。

○飯田議会事務局次長 先ほどの「議会運営の実際」でもう一つちょっとご参考までに申し上げます。先ほど討論を認めないということになっているということをご説明させていただいたんですけども、それについて「案件の内容に触れ、秘密とすべき事項が分かるおそれがありますので、討論を認めないこととしています」というご説明があります。

○森戸座長 それはそうですよね。中身が分かたらいけないので討論を用いないという。

○五十嵐議員 「公開しない場合についてはその理由を明らかにしなければならない」、この文章だけで見ていると、確かに、明らかにしろという言い方になると、やはりただ単に個人情報の問題だからということ以上のことを求めているような印象はこの言葉から受けますよね。だから、そういう意味では、次長がさっきから説明しているようにちょっと矛盾しているのかなという、この言葉だけ見ていると、明らかにしなければならないという言い方はちょっと強いイメージを受けますよね。だから、座長が言っているようなその程度の理由でこの条文に合致するかどうかというのは、そこにはちょっと乖離があるのかなという感じがちょっとしますね。もしかしたら表現を変えるとか何かということも含めて保留にした方がいいのかもしれないかなと思います。

○森戸座長 表現を変えるか。原則公開なので、非公開のものについてはきちんと議会が説明責任を果たす強力な力を発揮した方がいいだろうということで、これは何々しなければならないと強い義務規定になったんです。それを何々することができると、明らかにするよう努めると、努める努力規定というのもあるよね。これは市民的に見ると非常に曖昧でというのがあるのでという思いはするんですが。皆さんちょっと考えていただいて、もう少し法的にも実際にもやっているところなどがあれば、小金井市も1回過去やっていますからね。平成の初め頃にやっていますので、まだ生まれていないという人はいないと思うんですけど、幼少の頃だったという人はいらっしゃるかもしれませんが。そこを調べていただくということで、これは保留にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○宮下議員 ちょっとすみません、今の第5条の部分は、第1項について一応今、合意できている

部分は、「議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする」という部分までは一致していると。なお書き以上のその部分については、入れる入れない、表現をどうするというふうなところで保留と、こうでいいですね。分かりました。

○森戸座長 第2項に移ってよろしいですか。

○白井議員 余り目立たなかったんですが、さっき、第1項のところで「原則公開とする」のところを、「原則公開とし、あらかじめ市民に周知するよう努めるものとする」としてはどうかというアイデアを一応出したつもりだったんですが。

○森戸座長 すみません。分かりました。「原則公開とし、あらかじめ市民に周知するよう努める」。

○五十嵐議員 公開するためには、事前の周知とその後の公開の体制を整えるというのはセットではないかという気がしまして、それで改めて言うこともないのではないかなと思ったんですけど。

○白井議員 原則、今は公開していますし、それは一定の処置はされていると思うんですけど、ただ、例えばホームページのお知らせのところに議会のいついつこれが開催されますというのが一々出ているかというのと、出ていないですよ。お知らせのところには出てこないんです。

○森戸座長 白井議員、どこまでを、お知らせのところに。

○白井議員 そのお知らせのところに載せるかどうかというのもあるんですよ。ただ、定例会の会期は載せますけど、それは定例会が始まる前段階でまとめてどっとお知らせのところに。

○清水議会事務局庶務調査係長 定例会の日程は議会運営委員会で決定した後に公開しています。閉会中の委員会もお知らせのところに載せています。定例会終了後に。

○森戸座長 白井議員が事前に周知するものとするというのは、議会の日程を周知することですか。

○白井議員 それも多分いろいろ意見があると思うんですけども、例えば閉会中の日程は議会終了後にまとめて出ているんですけど、では、開催前の例えば2週間ぐらい前に、いついつに何委員会が開かれますよとかというのはやはり個別には出てこないんですよ。まとめて出て、それで終わりになってしまっているんで、わざわざ探していかないと、そこがひっかからないんですよ。ということも含めてなんですけれども、要するにそういうことも含めて、当然公開はされているけれども、本当の意味で周知されているかというのと、僕は十分ではないという認識を持っていますので、当たり前のことなんですけれども、ここにそれを追加していく方がいいかなと。目指す市民との関係というところを考えたときに、それぐらいは宣言していいのではないかと。「努めるものとする」という程度ですので、それぐらいの文言は是非とも入れてほしいなという思いから、ちょっと意見を言わせていただきました。

○森戸座長 皆さん、いかがでしょうか。

○斎藤議員 それも必要だと思います。でも、第2項に市民の傍聴しやすい環境を整える場ですからありますので、第2項のところにそれを入れた方が条文としては座りがいいのかなという気はちょっとするんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 第2項に入れるとしたら、「議会は、市民が傍聴しやすい環境を整え、事前に市民に周知するよう努めるものとする」というような状況ですかね。それも何かおかしいね。（「先に入れた方がいい」と呼ぶ者あり）先に入れた方がいいかな。「議会は、事前に日程を周知し、市民が傍聴しやすい環境を整え……」。

○五十嵐議員 今の条文に関してはどちらでもいいんですけど、ただ、実態として事前のお知らせというのはさっき言ったような形でやっていて、あと告知もしてという、やっている基本というのがあるじゃないですか。それがあって、例えば議会だよりがあって、ホームページがあって、何があつてという、幾つも手段としてあるんですけど、ホームページに載っていないからやっていないということにはならないわけです。基本（「やっていないとは言っていない。十分ではない」と呼ぶ者あり）公開とするということのもとに「事前の周知を」とかと書いたとしても、やはり白井議員が言うような問題は残るのではないかと思うんですね。要するに、今の問題はここの条文とはちょっと違う、どうやったら市民がより気がつくかという手段をどうするかということで、それはいつも言っておかないと多分忘れられていくのではないかなという気もしていて、書いたからといって、それが、じゃ、大丈夫だということにもならないかなという気がするんですけど。

○斎藤議員 それを言ってしまえば、全ての条文の中に盛り込まなくてはいけなくなるので、ですから、最低限、内容を公開するということと、第2項で事前に日程がいつなのかということを知ることによって市民が傍聴しやすい環境を整えるということになれば、何もそれを入れるとか入れないとかいうことではなくて、白井議員の方ですごく良い提案をしていただいていると思って、それは第2項に入れればいいことであって、当たり前だから入れないということになれば、先ほどの中山議員じゃないですけども、じゃ、何を入れるのという話になるわけです。最低、条例の中で事前に日程を周知しなさいということここに入れることが大切なんじゃないんですかね。その方法についてはそれぞれいろいろなファクターがあって、いろいろな道具で知らせるということになる、その最初の一步を総括してここに条例として置いておく、日程も公開しなければいけないということをここで押さえておく必要があるのではないのでしょうか。

○片山議員 でも、日程は既に公開されているんですよ。（不規則発言あり）でも、今、公開されているじゃないですか。ただ、白井議員が言っているのはもっと細かい話ですよ。既に今やっているものを更にと話なんじゃないですか。だから、私は「努めるものとする」というのはちょっと変だなと思っていて、周知はしているわけだから、それは少し文言としては違うような形がいいのではないかなと思います。

○白井議員 細かい話なんですけれども、告知はしていると思うんですけど、周知はできていないと思っているんですね。あえて周知という言葉を使ったのは、周知というのは広く知れ渡ることという意味になると思うんです。それをやはり僕は目指すべきであって、できていないという観点から周知という言葉を使いました。

○鈴木議員 議論の流れとしてとても大事な議論をしているなと思っているんですね。どうやって知らせる、私たちの活動をどういう形で市民に知らせていくかという、結構、根幹に、議会基本条

例の基本に関わることなので、慎重に審議すべきだと思って聞いているんです。ただ、既に行われていることというご発言もありましたけれども、これは例えば議会報だとか、市のホームページだとか、そういうところ、一つ一つのそういう取組の場所での努力をあえて議会基本条例でお願いする必要があるかないかということですよ。どっちかという、既にそれなりにそれぞれの場面で努力をされて、これはもうされていると。しかし、なかなか伝わっていない部分をどうするかという観点で考えたときに、どうこれを表現することなのかと、まとめになっているのかわからないのか分かりませんが、例えば多摩市の場合は、「広く努めるようにすることとする」かなんかになっていましたよね。ごめんなさい、今、自分で開いて分からなくなりました。多摩市も入っていますよね。

○森戸座長 第5条ですね。「議会は、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。議会は、原則としてすべての会議を公開するものとし、あらかじめ市民に周知するよう努めなければなりません」。これは何を具体的にやっているかということですね。

○鈴木議員 そうですね。

○森戸座長 周知しなければならない、周知するよう努めると。

○湯沢議員 私は白井議員のこのご意見はすごくいい意見だなと思っていて、市民に周知をあらかじめ、また傍聴しやすい環境を整えるという内容がいいと思います。その趣旨というのは、今、もっぱら皆さんもっと更に周知をする手段という方向で話されているので、ちょっと私の感覚とはずれているかもしれないんですけど、私は、例えば予算特別委員会とか決算特別委員会とか、日程はあらかじめ発表されていて、4日とかいうふうになっているんですけども、その4日の中のどこでどの議案というか、どの話題が出るかということが全く市民には分からないんですよ。普通の市民はよほどのことがないと4日間全部聞こうとか、全部の話題に興味を持つとは思わないので、その市民の方が自分が興味を持った話題がどこで話されているかとかいうところまでなるべく分かるように、そういう努力を市議会はしていくべきではないかなと思っています。そういう意味で、白井議員がこの条文を捉えたので、それがあつたら今後いいかなとすごく思います。

○森戸座長 というご意見です。

○鈴木議員 それで、多摩市の場合です。その先に第7条で「知る権利について保障し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、多様な方法を用いて、広報活動の充実に努めるものとします」ということを、広報活動の充実という捉え方で一つ押さえているということもポイントかなと思うんですけど、ここが、今、湯沢議員がお話になったところとちょっとリンクしてくるのかなと思うんですけど、それが小金井市の場合、どこかにあるのかないのか。

○森戸座長 周知する場があるかどうかですか。

○鈴木議員 広報活動の充実ということをうたうための条文がどこかにあるかどうか。

○森戸座長 それはこれから、未協議なんですよ。

○水上議員 私も白井議員の言うことはよく分かるんですよ。ただ、どう整理するかということだと、さっき中山議員からもインターネットと閲覧のことが出ましたよね。それは多分、具体的

なことなので逐条解説の中に盛り込んでいこうということだったと思うんです。第2項のところの傍聴しやすい環境、その中に周知なども入ってくるし、後の広報活動の中身にも関わってくるので、私は逐条解説の中で傍聴しやすい環境とは何かという中で周知に努めるみたいなことを書いていくというふうな形に整理していったらどうかなというふうなことなんです。だから、周知だけでは、周知といえば周知なんだろうけど、広報活動なども含めるといろいろなやり方が私はあると思うんです。だから、そういうことについて条例に書くとしたら、ある程度具体的なものを想定して書いていった方が、それがまだ漠然としているから傍聴しやすい環境という言い方になっているのではないかなと私も思っていて、だから、そういう扱いの整理にした方がこの間の流れからもいいのではないかなと。周知がいけないとか、もうやっているからいいんだということではなくて、整理の仕方としてはそういうふうにやっていった方が座りがいいのではないかなという気がするんです。

○白井議員 いろいろご意見いただいて、本当にそれはそれでごもつともだというのがあって、ただ、ずっと私が気になっているのが、午前中、冒頭に言ったように、市民に開かれた市議会という項目の中に広報・広聴が入っていないことが非常に違和感があって、そこに入っていないからよりここに周知させるということを入れないかという思いがあるんです。分かりますかね。後で広報・広聴活動についてという章立てがありましたけど、ちょっと先に踏み込みますと、第6条で広聴会制度というのが出てくるんです。ここで出てくるのに、広報・広聴のことにここで触れていないというのが非常に違和感があって、その辺はどういう整理なんですかね。広報・広聴自体には一致してなくて、まだ議論が十分できていないというお話がありましたけれども、ここと分けるということは一定の議論があったんですか。

○森戸座長 分けるという議論はそう意識してはなかったと思うんですね。ただ、公聴会制度というのは地方自治法に定められた制度で、この制度を積極的に活用する必要があるのではないかとということで、ここに盛り込んだらどうというふうに思っていて、その点ではもう少し広報・広聴活動とどう整理するかというのはよく考えなければいけない部分なのかもしれませんと思います。ちょっとこの条文立ても今よく読んでみると、例えば第6条第3項に陳情審査があって、第8条に請願・陳情で、ちょっと重なっているところなどもあって、こういうところは整理しなければいけないかなと読み返してみると思うところであると個人的には思いますが、「事前に周知し」という言葉を盛り込むかどうかということであると、どの程度までここに盛り込むかということですよ。

○白井議員 これもずっと言っていることなんですけれども、過去に議会に対して市民アンケートを取ったときに、やはり議会のことを、議員のことを知ってもらっていないという結果があった、あれが私としてはすごい印象的で大きな課題だと思っているんです。そういうことも踏まえて、さっき言ったように、告知はしているけれども、周知、要するに広く知れ渡っていないという現実があることは、要するにギャップ、問題ということだと思うので、そういった現状も踏まえて、そこまでやっていくという決意みたいなものをここにしたいというふうに思いました。だから、周

知していく、事前に周知させるということにちょっとこだわってお話をさせてもらっているんですが、ただ、もしこの後、広報・広聴活動のところでその文言がそこに入るということであれば、入るという約束は今できないと思うんですけど、そこで一定の議論をもう一回させていただければ、ここに入ることだけにはこだわりません。もともとここに広報・広聴が入っていないことが私としてはすごい違和感がありまして、それよりもここにまず周知させるということを入れたと思ったんですけどね。広報・広聴のところでそれが入る見込みがあるのであれば、私としては別にここにはこだわりません。ここはあくまで開かれている状態を示すということであれば、周知させるのは、どちらかという、広報活動に当たるかなという気もしますので。

○森戸座長 そうですね。今、白井議員からそういう意見がありまして、広報・広聴についてきちんと議論をしなければいけない部分で、確かに告知だけではだめで、どう周知していくのか。それから、湯沢議員がおっしゃったように、予算特別委員会がこういう日程だといっても、何をどう議論しているのかというのがなかなか伝わっていかないということなどがあって、どう傍聴に来ていただける環境をつくるかということは、おっしゃるとおりだと思います。提案者から広報・広聴の項でもう一度議論して、そこで盛り込まれるんだったら、ここでなくてもいいということですよ。だから、率直に言って、広報・広聴の位置付けもどこに入れるかというのはまだ決まっていないんですよ。ということですよ。それはもしかしたらこの開かれた議会、それから市民の声を反映させるというところに盛り込む可能性もあるのではないかというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。

○宮下議員 くだいようですけど、もう一回言います。第5条第1項は、「議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする」と、ここまでは一応フィックス、今現状はフィックス。「なお、公開しない」うんぬんかんぬんについては、入れる入れない、そしてまた表現を含め保留ということでもいいですね。

○森戸座長 はい。

○宮下議員 すみません、確認しておかないと、どこからどこまでか分からなくなってしまうんです。

○森戸座長 そうなんです。ありがとうございます。

第2項は（「これから」と呼ぶ者あり）これからです。今、白井議員から提案があったことは第1項の中での議論なんですよ。次に、第2項、市民が傍聴しやすい環境を整えるという問題で、ちょっと事務局からご意見を頂ければと。

○飯田議会事務局次長 各市の事例をちょっと見ていた中で、「議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする」ということを入れている市として、大阪府堺市の事例がございました。それで、こちらの市では逐条解説のところで、事例として「傍聴者向けのスクリーンですとか、液晶モニターの設置などを市民に分かりやすく傍聴しやすい環境の整備に努めていくことを規定しています」ということで、具体的にこういうことをやっていくんだということを逐条解説に盛り込んでいるという事例でございました。

○森戸座長 市民が傍聴しやすい環境を整えるということで、どういうことを想定しているのかということ、これを逐条解説にきちんとうたった方がいいのではないかとということでもあります。小金井市議会はかなりこの点では改革を進めてきて、例えば傍聴席に置く資料も増やしたんですよね。今、3部ですね。ということで増やしてきました。それから、音響が悪いというのがあって、マイクを替えたりしてきたんです。それ以外の傍聴環境で、ここはエレベーターの設置ができないので、委員会傍聴の場合は4階まで上がらなくても、3階で午前10時半まで傍聴券を受け付けることができるということなど、きめ細かく、ここに来ての傍聴の在り方というのは改善すべきところは改善してきたかなと思うんですが、先ほど堺市の例もあったわけですが、傍聴しやすい環境で皆さんが考えていらっしゃるものが何かあれば。

○片山議員 せっかくなので。どちらかというと、やはり傍聴している人たちにとっての必要なものというのは、今、市議会はどういう進行をしているかという状況が分からないということなんです。休憩していても、今、どういうことなのかというのが分からないというのをいつも言っていて、傍聴者に今、ここなんですよみたいなことを誰かが説明しに来たりするじゃないですか。その辺のルールが決まっていないというのはいつも思っていて、休憩中の場合に何がどうなっているかという説明とか、そういった議会の進行状況の説明を傍聴者にどうするかというのが必要かなというふうに思っていました。

○森戸座長 現状は、休憩になったときに局長が説明に行かれたりしたことはありますか。

○加藤議会事務局長 ないですね。休憩になっているときというのは、正直申し上げて、私もなぜ休憩になっているかということ、なるべく早く委員会なり本会議に戻すための、言ってみれば、私自身も事務的な調整があれば、その辺のところは走ったりとかもしますけれども、あと議会運営委員会の決定事項として、ハンドブックの69ページになるんですけども、もし持っていれば、「本会議・委員会休憩中の状況を傍聴者に随時伝えることについて」ということで、「審議途中、休憩を取った協議会開催についても納得いくよう傍聴者に議会の状況を随時伝えることにした」というのが議会運営委員会の決定の中には一応あるんですね。

○森戸座長 これは誰がって書いていないね。

○加藤議会事務局長 主語はちょっと、ただ、ここでいうと、通常は多分議会とか委員会ということになると、その責任者ということではないですけど、委員長もしくは議長という話になるのか、一応こういう決定はしているんですね。なので、議会基本条例上の傍聴しやすい環境というところの一つには、今、片山議員がおっしゃったようなところも確かに一つはあるなと思いますし、ここでいうと、傍聴しやすいところになると、先ほど座長の方から幾つか項目を挙げていただきましたけど、例えば日曜議会とか、そういうのも一応傍聴しやすいという意味では、今はユーストリムをやっていますが、土日しか休みじゃない人がという意味では、そういう日曜議会などの取組もやってきましたし、ただ、今、片山議員がおっしゃったところだと、うちの中だと平成6年の議会運営委員会の決定の中で一応随時伝えることにしたということはあるんですが、では、これを局長がやっているかと聞かれると、休憩中、私はなかなかこの場にいられることが少ないので、

余り私は、正直、今までは一度も、過去1年以上ありますけど、傍聴者の中に行っただけということではなくて、むしろ委員の方がそこで話をされているというのはちょっと見たことはありますが、実際の運用はそういう形でさせていただいていますね。

○森戸座長 小金井市議会は休憩が多い議会だと言われて、平成6年にこういう文章を入れて、議長が説明に行ったり、副議長が説明に行ったり、委員会だったら委員長が説明に来たり、それから傍聴者がどこかの会派に偏っている場合は、その会派の関係の議員が説明に行ったり、そういうことで、だから、これは誰がって主語がはっきりしていないんですよ。片山議員、それははっきりさせた方がいいということですかね。

○片山議員 本当に細かい話なので、ついでに言っただけなんですけど、こういった規定というか、申合せがあったわけなので、それをどういうふうにするかというのはこれから相談すればいいかなと思うんですが、ついでに言えば、ユーストリームでも休憩中になると、いつ始まるのか分からなくてずっと待っているみたいなのがあるんですよ。それも本当は何か、それも結構苦情を言われて、いつ見ればいいんだとか、いつまで休憩しているんだというのはよく言われたりするところだなということがあります。

○森戸座長 分かりました。

○斎藤議員 このところなんですけど、白井議員がおっしゃるように、第5章の広報・広聴のところ、例えば、ここは新たな第3章として市民と議会との関係ということで、議会の制度を主にやるところで、広報・広聴というのは、議会が終わった後、その結果とか審議内容を伝えたり、市民の意見をお聞きしたりするというので、別にした方がいいのかどうかというのが、ちょっと今、私は悩んでいるところで、これは章立てで広報・広聴は大事だから新たな章を起しておくとすることは非常に大切だということとともに、市民と議会との関係から余り離れてもちょっとおかしいかな、確かに白井議員がおっしゃるようなんですよ。この後、第7条をこれからやっていくと思うんです。議会報告というのは、どっちかというのと、広報・広聴の部分に入るのかなという気がしまして、章立てから一つ構文上グレードが下がるのかどうかちょっと分かりませんが、市民と議会との関係ということで第何条かで広報・広聴活動という形で、それから項にして号にしてという作りの方が分かりやすいのかなということで、今、広報と広聴とどうするかということに関してちょっと一つ意見を言わせていただきます。

それと、先ほどの繰り返しになりますけれども、今、第5条第2項の話になっていると思うんですけど、議会日程を周知するという事は、私は基本的な議会として果たすべき役割だと思っていますので、これは条文のどこかに必ず入れるべきだなと思っております。第2項に入れるのか、その後の広報・広聴の部分に入れるかは別として、それは傍聴しやすい環境の中に入るんだというような議論ではなくて、私は明確に日程を周知するべきであると、周知するものとするでも結構ですけど、周知するという事を条文の中に明記する必要があるんだろうなというふうに思っております。

○森戸座長 今、斎藤議員からそういう意見があつて、これは一応意見として受け止めておきたい

と思うんです。一応保留ということになっていますので、第2項に入れることもちょっと、広報・広聴との関係でどうするかということで、一応保留として、斎藤議員からも逐条解説ではなくて、きちんと条文化すべきだというご意見があったということは確認させていただきたいと思います。

問題は傍聴しやすい環境ということでありまして、ここでいうと、あとは音声の磁気ループの設置だとかということですね。耳の悪い方、特に高齢者がいらっしゃったときに、私たちは大きい声で話しているんですけど、聞こえないという苦情が結構あるんですよ。部局もあそこら辺で話すと、どうもマイクを通していても聞こえないらしいんですよ。磁気ループというのは一定の範囲の音声を拾って、その機械、イヤホンか何かをつけていると声が聞こえるみたいな、そういう装置が市民交流センターにはあるようですが、こういう議会なども必要なのではないかという声はありますので、そういうことだとか、傍聴規則もかなりいろいろ変えてはきたんですよ。そういうことも含めて環境を整えるということで、これは何か具体的に言う必要があるんですかね。

○飯田議会事務局次長 多摩市ですとか、調布市、会津若松市、流山市では、傍聴に関する規定は議会基本条例にはないんですね。したがって、逐条解説にもないんですけども、やはり条文でこういうことを述べるのであれば、逐条解説があった方がよろしいかなと思っています。先ほど、座長の方から障がい者向けの傍聴しやすい環境ということでご紹介がございましたけれども、八王子市の逐条解説の方にはやはり障がい者の関係の配慮ということで載っております。ちょっと読ませていただきますけれども、「本会議の様子はホームページからご覧いただける、動画による中継を行っています。また、障害のある傍聴者に対する情報保障、車いすスペースの確保等の配慮も行ってきました。今後も様々な方法手法を用いて会議の公開をすすめます」という形で、具体的にこういう方法で進めますということが書かれている逐条解説のご紹介です。

○森戸座長 八王子市。

○飯田議会事務局次長 八王子市です。

○森戸座長 そこは逐条解説で八王子市なども参考にしながら入れていくと。今、日曜議会も聴覚障害の皆さんの手話通訳を入れていますよね。あと、点字の議会だよりはなかったでしたか。点字の議会だよりはなし、声の議会だよりはありますね。（「声の議会だより」と呼ぶ者あり）声の議会だよりはなしですね。そういうものを更に改善していくということだと思いますね。視覚障害の人には声の議会だよりは全部行っているんですかね。

○飯田議会事務局次長 ご希望があった方のみという形で、一応いろいろこういうのをご利用くださいということでの広報はしていると思うんです。

○森戸座長 あとは、ユーストリーム中継の日曜議会なども、例えば質問している人の横で手話通訳をやってもらって、それがユーストリーム中継に映るといったことなども必要かもしれませんね。

（不規則発言あり）これが見えない。（「鮮明さが」と呼ぶ者あり）鮮明さがなし。もうちょっときちんとしたのだったら見えますよね。

○鈴木議員 今の議論は、様々な方への配慮がこれから必要になってくるということに対してどうという記述がふさわしいかという議論だと思います。それは大変ありがたい議論だなと私は思ってい

ますし、基本的に障がい者に対する配慮が求められることになってきますよね。配慮条例でしたか、差別解除法じゃなくて、そういった関連のこういうものが多分来年度出てくると思うんですね。これが出てきたときにそれに対応でき得る伸び代というか、傍聴のしやすさという中にこれを残しておいた方がいいのかなと、そういうふうに思っています。

○森戸座長 これはわざわざ障がい者と書くこともないですかね。市民でくくってよろしいですか。市民の中にはそういう方もいらっしゃるということでよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、今、この第2項は大体よろしいですか。先ほどの白井議員の問題、「事前に周知」というのをここに入れるかどうかということは残しながらも、次に進んでよろしいでしょうか。

○小林議員 条文の確認はそれでいいと思いますけれども、逐条に寄せたところの確認もしていった方がいいと思って、先ほどいろいろ出ていましたけど、目標的なものではなくて、現状あるものについては要綱にまとめていただいて、並行して議会運営委員会などで議会改革で提案いただいて、条例制定までに滑り込めればまた要綱に加えていくというような形なんではないでしょうか。

○森戸座長 なるほど、現状あるものは載せていくと。（「要綱で」と呼ぶ者あり）逐条解説（「逐条でね」と呼ぶ者あり）先ほど言った長時間休憩になった場合は説明するとか、そういうことも含めてということですか。

○小林議員 小委員会（「作業部会」と呼ぶ者あり）の方で結局これを作ったときにこういう申合せがたくさん残ってはいけないよねという話の中で整理する、主語も含めて、条文に入れるか、逐条に入れるかという整理になるんですかね。

○森戸座長 分かりました。現状あるものは逐条解説に載せるということですね。ほかにありますか。

○片山議員 例えば日曜議会のときにしかアンケートとかはないんですけども、そこで挙げられている意見もいろいろあると思うんですが、それが余り反映されていっている様子は、ちょっと私は今まで余りきちんと把握できていないんですね。だけど、割といろいろな声が本来は寄せられているのかなと思っていて、傍聴者というか、市民からも意見をもう少し反映するというか、何か検討するようなことというのは今後できていったらいいのではないかなと思います。これは逐条に載る載らないというのはちょっと別なんですけれども、例えば保育をつけてほしいとか、そういう話というのもよく聞くわけなので、いろいろなそういった希望というのは本来はあるのかなというふうに思ったりするところです。

○森戸座長 そういうアンケートを取るということについては多分一致していないのではないかとと思うけど、ただ、傍聴しやすい環境にそういうことも含めた方がいいということですよ。

○片山議員 日曜議会のときのアンケートはあるので、そこでの意見を議会改革の中で反映していたかどうかというのが余り明らかではないなと思っていたものですから、そこにどこまで詳しく書いてあるというのはちょっと私も把握していないんですけども。

○森戸座長 休憩します。

午後 2 時 27 分休憩

午後 2 時 29 分開議

○森戸座長 再開いたします。

そういうご意見もありましたが、事実上、なかなか議会運営の中には活かされていないというのがあるかなと思いますので、今後また検討はしていくことになるかなと思います。

それでは、第 5 条についてちょっと副座長の方からまとめていただけますか。

○宮下議員 第 2 項の部分は、「議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする」という形で、これはいいということによろしいですね。

それで、逐条解説の中では、現状あるものは逐条で載せていくという整理の仕方がされていたのと、申合せ事項の扱いなどもどういうふうにするかというのは含まれていくのかなというところですね。

○森戸座長 そうですね。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○加藤議会事務局長 今、第 5 条のご議論いただいている中で事前の周知という白井議員からのお話がありまして、これは今後の事務局の対応の参考にもさせていただければと思うんですが、例えばどのような媒体を使ってどのぐらいの時期にどんな方法でその周知を図っていくかというのがもし具体的な案としてあれば、その辺のところもお持ち帰りいただいたときに出していただけると、ちょっと事務局で対応できるできないというところもまた検討する材料になりますので、もしそういう具体的なものがあれば、その辺のご意見なりご要望等があれば、その辺も併せてお持ち帰りいただいて、あれば、お出しいただければ大変ありがたいと思います。

○白井議員 それは議会改革で出そうと思っていたんですが、ここで出した方がいいですか。

○森戸座長 とりあえず、もしあればここで言っていただいて。

○白井議員 分かりました。

○森戸座長 例えば、市議会事務局のツイッターが出てきたら、本日はこうこうこういう委員会が開催されますとかいう、そういうことも含めてですよ。ここではちょっと議論できないかな。提案はここでしてもらってもいいけど、議論は議会運営委員会ということになるかもしれない。今は出てこないですよ。(「はい」と呼ぶ者あり)できていないですね。周知するということができれば、そういうことも含めてですよ。では、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、次に第 6 条に行きます。市民の声を反映させる議会、これは広報・広聴との関係での整理というのは、広報というよりも広聴の方ですね。広聴の整理は必要なかなとは思いますが、ここで言っているのは、地方自治法で述べていることを述べたということですね。公聴会制度、この制度は使えるようで使っていないんですよ。最近使ったのは、昭和 40 年代に下水道料金の

値上げ問題で公聴会を1回行って以降、やられていませんでしたが、昨年、議員定数削減問題の陳情についての公聴会を行いました。40年ぶりぐらいの公聴会で、なかなかこの利用ができていないということもあって、これを入れたと。

それから、参考人制度を入れました。これは地方自治法が変わって、学識経験者などの政策的な学識というか、学識の意見を聴取する機会ができたのかなというふうに思っているんですが、そういう文言にしたということですね。

あと、第3項は請願・陳情の問題。それから、第4項は「条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等と懇談し、意見を聴く会を設ける」。これは、この間、食育推進議員懇談会で条例提案に当たって関係者と懇談して意見を聞く機会を設けるということを行ってきました。まだいろいろ意見を聞く機会というのはほかにもあります。会津若松市は政策討議会、それからほかの市で意見交換会ということなどもありました。そこは不一致でした。一致したのが、条例提案の政策提言に当たってこの場を設けるということが一致点だったかなと思っています。

皆さんから。

○齋藤議員 第3項の「市民等の意見を聴く機会」というのは、議案でないので公聴会制度とは違うということなのでしょうか。すみません、そこだけちょっと。

○森戸座長 そうですね。これは議案もなんですよ。議案、請願、陳情について、公聴会とは違う、議会が市民の意見を聴く場を設けるということなんですね。これは、今、いろいろなところで各団体から委員会の皆さんに話をしたいという声がかかって、市民との懇談の場を設けていますよね。正副委員長宛てにそういう案内が来て、話を聴く場を設けるということが去年までにありました。そういうことをこれは言っていると。公聴会とは全く別なんですね。別にこれは記録をとるわけでもないものになっていると思うんですが、こちらからも市民の意見を聴く場を設けるということなんですね。

○白井議員 第6条全体を見て、第4項に「議会は条例提案等の政策提言をするに当たって、関係者等と懇談し、意見を聴く機会を設ける」とあるんですけど、これがあるのになぜパブリックコメントが入っていないのか。第6条のタイトルが市民の声を反映させる議会ですから、となると、パブリックコメントが入ってきたりとか、場合によってアンケートがあってもいいのではないかなと思ったんですけど。

○森戸座長 それは条例提案についてのパブリックコメントということですよ。

○白井議員 手段だと思うんですよ。市民の声を反映させる議会という項目の中の手段が幾つかやはりここに書かれていると思うんですよ。その手段の一つと考えれば、アンケートもパブリックコメントも手段の一つなので、一緒だと思うんですけど。

○森戸座長 パブリックコメントは多分一致しなかったと思います。委員長案では、「議会が条例提案など政策提言するに当たって関係者等と懇談し、意見を求める」というふうにしていたんですよ。ある意味、これがパブリックコメント的なものかなということで行ったんですが、それは不一致だったんですね。ただ、もう一度議論してほしいということであれば、パブリックコメントをど

うするかというのは確かに議論しなければいけない部分だと思います。市の条例は全部パブリックコメントをかけるわけですね。私たちが議員提案する場合は今、パブリックコメントをかけていないわけですよ。それは確かに、本当におっしゃるとおりのことなんです。

○五十嵐議員 質問です。第3項の方は「必要に応じて、聴く機会を設ける」だから、必ずやらなければいけないわけではないわけですね。必要に応じてなんですね。第4項の方は、さっきおっしゃったように、パブリックコメントは必ず市の方はやっていると思うんですけど、これは「聴く機会を設ける」という言い方で終わっていますけど、これは必ずなのか、意見を聴くことができるという意味でこうなっているのか、ちょっとその辺がよく分からないんですけど、どの程度やらなければいけないというふうに考えているのか。

それから、懇談という言葉なんですけど、懇談するという言葉というのは、ちょっと非公式なイメージがあって、こういう条例で懇談でいいのかなというのを疑問に思うんですけど、いかがでしょうか。説明をお願いしたいと思います。

○森戸座長 率直に言えば、ここも妥協の産物的なところがあったかなと。結構もめたところだったと記憶していますが、だから、議案・請願・陳情の審査に当たって市民の意見を聴く機会を設けるというのは、そんな設ける必要ないじゃないかという意見もあって、必要に応じてと。第4項は、これも別に全部が全部聴く必要はないけれども、意見を聴く機会を設けるのはあってもいいんじゃないのという程度だったかなと思っていて、ここはかなり議論したのではないかなと思うんですけど。

○鈴木議員 五十嵐議員の今の質問に少し関連するのかなというところで伺っておきたいのは、「市民等の意見を聴く機会を設ける」、こういった機会が昨年は何回かあったというお話なんですけど、これは、どちらかという、要望を持った方々が議会に、正副委員長なり委員会にアプローチされて、聴いてくださいという形の方が多いいのかなと思っていました。それを今度、こちら側で、「必要に応じて」という頭がありますけど、「聴く機会を設ける」ということにする現状と、ここで「聴く機会を設ける」と規定することについて、どういう整理になっているのかなと思うんですけど。「聴く機会を設ける」と議会基本条例ではしているわけですね。ただ、現状、これまで市民の皆さんが要望する、いろいろな団体の方からの、これは議会の側がお願いして来てもらうというよりは、要請されて呼びかけに応じて私たちがお伺いに行くという形の方が多かったと思うんです。こここのところで前回のこの議論の中でどういう議論があって、こういう形になったのかなというところをちょっと押さえておきたいんですが。

○森戸座長 それはどういう議論だったかな。結構ここは意見が分かれたところかなと思うんですよ。

○鈴木議員 すみません、それで追加なんですけど、前期の議論のまとめのところでは、第1項及び第2項の「積極的に」というところについては、同じような意味合いで会派の中で議論があったところに各会派の意見として載せていると思うんですね。それは恐らく今のところと関連する議論が自分たちの会派の中にあっただからだと思うんですけど、そのところをやはり少し現状、それからこれからあるべき姿というところで捉えて整理しておきたいなというふうに思っています。

○五十嵐議員 それについては改革連合からも同じことだと思います。形容詞的表記というのは多分この第1項、第2項の「積極的に」のことを言っているのだと思いますので、併せて議論していただきたいと思います。

○森戸座長 今、幾つか問題提起がありました。それで、一つはパブリックコメントの問題。

○斎藤議員 ちょっと事務局に教えていただきたいんですが、行政がパブリックコメントをやるときにはそれなりのツールがあってできますよね。議員案でパブリックコメントをしようとする、同じことができるんですかね。物理的な問題です。物理的というか、政策問題ではなくて。

○飯田議会事務局次長 市の方では、ご案内のとおり、そういったツールがあるわけでございます。それで、調布市などもパブリックコメントをやっているんですが、市のそういったことを準用してやっていただく形になります。市の市長部局がやっているパブリックコメントの規定を準用という形になります。（「調布市議会」と呼ぶ者あり）調布市議会。

○百瀬議員 準用してやられているということなんですけど、小金井市では、要は議員提案の条例に関してはパブリックコメントをやってこなかった何か理由があるのか、それが分かれば。

○森戸座長 制度がないということですね。ただ、それに代わって、例えば食育推進基本条例はシンポジウムを開いて、食育推進会議の会長さんとかにも出ていただいて、小金井市議会の条例の中身を私たち議員の方から説明し、議論をしたということはありません。その条例を関係団体に全て送って、アンケートを行いました。なおかつ、部局にも送りまして、部局から100項目を超えるご意見を頂いて、ここで全課長に集まっていたいて、議員の方から説明をしましたということがありまして、パブリックコメント制度がないので、そういうことはやったんですよ。だから、もしそれを作れば、きちんとホームページに情報公開し、各公民館にも条例を置いていただき、意見を求めるということができると思うんですよね。そういう制度というのは、私たちは部局にはパブリックコメントをかけると結構言うわけなんですけど、自分たちは何でかけないんですかみたいなのは結構部局から、この前、条例を作るときは厳しい批判を頂きました。

○白井議員 改選前の前期の議会で議会基本条例を作ろうとなったときに、パブリックコメントもスケジュールに入ったと思うんですけど、それは制度がない中でどういうふうにやる予定だったんですか。

○森戸座長 それはある程度のルールを作ってやるつもりでした。ただ、それは市に準じるしかないと思うんですよね。

○加藤議会事務局次長 今、座長がおっしゃっていただいたとおりです。議会の内部でパブリックコメントをどうするかというものは一切規定を作っていませんので、基本的には部局で行っているものを準用してと。今、部局の方で作っているものも市議会にかかるものは対象としていないという、取扱いの説明にもそういうのは書かれていて、議会で独自にする場合は議会の中で独自に取扱いは諮ってもらおうという書き方はされているんですけども、ただ、やはり議会の中でするには何も無いというわけにはいかないの、基本的には部局で行っているのと同じような形で対応するというような形に運用上はなると思います。

○森戸座長 パブリックコメントを実施するかどうかは、ちょっと皆さんからもご意見を頂きたいなど、議会側のパブリックコメントです。いかがでしょうか。

○片山議員 パブリックコメントを行う場合の予算とか、あと事務的な作業というのはどういうふうに想定していますか。

○板倉議員 関連。パブリックコメントをかけなければならないという論というのは分かるんですよね。問題は、市長部局が、あるいは教育委員会が議案を出すパブリックコメントをかける場合には、小金井市の行政全体で質問に対して答えていく体制になりますよね。議員案を出した場合には、議会事務局が対応することになるのかなと思うんだけど、その辺の体制がとれるかどうかですね。

○森戸座長 議員案の場合も議員が答えるということになります。議会事務局が答えるわけではないです。

○加藤議会事務局長 議員案というのは、読んで字のごとく、議員の方々が提案されたものです。それを、仮にですが、私がこれはこういう趣旨ですとお答えするのは、当然それは越権であり、僭越でございますので、そこはさすがにできませんが、ただ、議会基本条例に関して言えば、当然、議会の方でご回答いただくというような形になるんですが、事務局もその上でのサポートというのは当然一定させていただくつもりでおりますけれども、基本的に議員案として出したものについてはその解釈とか理念についてもやはり議員の方々が一番よくお分かりの部分ですので、事務局でお答えするという事は直接的にはございません。

○森戸座長 それは何ともならないです。

○白井議員 例えば、行政に対しては市民にちゃんとパブリックコメントをかけて、ちゃんとかけてというのは、手順的にかかるようになっているのかもしれませんが、市民からちゃんと意見を拾ってくださいということを言っている立場ですから、やはり我々議員も議員案を出す際にはパブリックコメントをかけるというのが、その考え方が当たり前なんじゃないかなと私は思うんですが、逆に、作業的なところを抜きにしてパブリックコメントは要らないと言う方の意見を聞きたいんです。

○片山議員 予算と事務作業についてどうかなという。

○森戸座長 すみません、何か話があっちこっちって。

○片山議員 あともう一つは、議員案として出すものというのはまだ議決されていない状況なんですよね。だから、その場合に、例えば全会一致で進んでいこうとしているものだったらあれなんですけど、それがどうなるか分からない状況の中では、提案しようとしている人たちで作業をするというようなことになるのかどうかというのをちょっと聞いておきたいなと思います。

○加藤議会事務局長 どれをパブリックコメントにかけるとか、そういうのも含めて、これは議会内部でやはり決めていただくことかなと思っています。まずそれをかけるかどうかということですね。あと、事務的な作業うんぬんというところで申し上げますと、多分26市の中でもパブリックコメントにかけるといって、やはり議会基本条例をパブリックコメントにかけているという例は当然あります。その場合は、当然、議会のホームページがありますから、そこから通じてやはり市のホ

ームページ上に載せてという形をして、その結果についての公表というのは部局と同じように、ある程度事務局の方で回答を得られれば、それを事務局でお載せするというような作業は当然事務局の方でできると思います。ですので、パブリックコメントにかけるということで特に何か予算的にということは、特に予算というのは、ホームページに載せるということと、あと、それで意見を募集して一定の回答が得られれば、それをまたホームページにアップするという形ですので、回答を作っとうんぬんということで特に事務局の方で何か予算的な措置というのは、この時点では特に想定するものはないかなというふうに思いますけれども、それに対して、例えばですけど、何か作業が出てくるとか、もしくは回答するために別の何かをするとか、そういう何か特別なものがあれば、それに対する予算措置というのは必要になるようなことも想定はされなくはないですが、通常のパブリックコメントの手続で申し上げますと、今言ったような手続でいえば、特に予算的なものというのは必要ないかなというのと、事務的な作業も今申し上げた範囲の中であれば事務局で一定対応できるかなというふうに思います。

○森戸座長 条例の提案の在り方としていろいろな種類があると思うんですね。全会一致で条例を提案して食育みたいに懇談会を設けて行う場合もあります。また、各会派がまとまったところで賛同者を求めて提案する場合もありますね。だから、それぞれで形態が違うので、全部が全部パブリックコメントをかけるのかと。例えば、職員の給与の地域手当を削減すべきだという条例などが出てきますよね。それは市長提案に対して修正をかけたりとか、改めて条例提案したりという場合に、そういうものもパブリックコメントをかけるのかということだと思うんですよ。基本的にパブリックコメントをかけるのは、全体が一致して条例を提案しようというものなのかなというふうに私などは思っているんですが、全部が全部かけ始めたら大変ですよ。共産党は予算特別委員会が始まると6本とか5本とか用意して、それを全部条例改正案のパブリックコメントを議会がかけるのかと、間に合わなくなってしまうという、すると、今からかけなければいけないという話になって、では、その条例提案をする場所はどこなのかという話からになりますから、もしパブリックコメントをかけるんだったら、本来は正式にこういう策定代表者会議みたいなものを設置して、その中で正式な会議として議論して条例提案するというふうにしないと、ちょっとやろうやみたいない感じで集まって提案するとなると、なかなかそこに、予算はかからないにしても、正式な議会としてのものがかかるのかどうかというところはあるのかなと思うんですよ。パブリックコメントで意見を求めるというふうにはしていたんですが、これはやはり不一致だったんです。「意見を聴く機会を設ける」ということで、パブリックコメント自体が不一致になったところで、余りそういうことはやる必要がないのではないかみたいな話だったんです。

○白井議員 確かに、例えば修正案の条例案を1個1個かけていたら、タイムリーな時間的な問題で当てはまらないと思うんですけども、それは市から出てくる条例案も一緒に、一部改正の条例案などはパブリックコメントはかかっていないわけですから、出てくる議案のほとんどはかかっていないと思うんですよ。だから、それを考えれば、市でパブリックコメントをかけているそのルールに準じてやればいいのかと、そういう考えでどうなんでしょうかね。

○森戸座長 条例制定ということですよ。分かりました。そういう条例制定について全体でパブリックコメントをかけることに反対の会派はありますか。条例改定。

○板倉議員 仮にパブリックコメントをかけることに皆さん賛成だとして、そうすると、座長が述べられたように、全会派が共同提案で条例を提案する場合ということで限定するかどうかですね。

○斎藤議員 義務付けするのはかなり難しいのではないかなというふうに思っています、議員としての、会派としての姿勢として、議員提案に関してはパブリックコメントをやるんだということで私はいいのではないかなと思って、ですから、第4項の「懇談」がいいかどうかはちょっとご意見があったので別として、この程度の文章にならざるを得ないのかなというふうに思います。今、白井議員の方から市のルールにのっとると言い方をされたんですが、趣旨は分かるんですけど、条例の中にそのような文言を入れることはできませんので、この第4項ぐらいの表現になるのかなと。今、座長の方からパブリックコメントをのせることに賛成ですかという言い方をされたんですか、それは全ての条例に対してパブリックコメントをやるという意味であれば。

○森戸座長 そういうことではないです。全会派が一致した問題についてのパブリックコメントですよ。

○斎藤議員 ですから、それも義務規定という意味ですか。私は義務ではないというふうに思っています、政治的な姿勢を、市民からお聞きして何かを決めるということもありますけれども、議員として市民に対してこういう考え方があるので是非ご理解していただきたいということもあると思いますので、それは全ての条例に対してのパブリックコメントということには私はならないと思います。

○水上議員 まず、パブリックコメントについては、なぜパブリックコメントをやるのかというそもそもの考え方がありますよね。多分市の条例とかは、ちょっと僕もよく分からない部分があるんですけど、市民生活に関わってきたりとか、要するに市民に対して命令したりとか、一定の制限をかけていくということについて市民の意見を聞かなければいけないということが一つ、パブリックコメントの制度の理念としてあるのではないかなと思うんですよ。僕らが条例を作るときも基本はそうだと思うんです。ただ、議員案の場合は成立するかどうかという問題があるじゃないですか。僕らも太陽光のものを出しているけれども、通るかどうかという見込みは全くないですよ。その段階でパブリックコメントをやるのかといたら、それは全く意味がないと言ったらおかしいんですけど、実際やはり成立するというものじゃないとなかなか難しいということがあるのと、本来のパブリックコメントの理念から考えれば、ある程度、例えば市民に関わる問題について決めることで、行政はやるけど、議員はやらないということにはならないのではないかなというような、そういう整理の仕方なのではないかなというふうに僕は考えているんです。だから、全部やらなければいけないということではなくて、ある程度成立するという、例えば食育推進基本条例みたいなものですね。全会一致でやっているというものであるとか、そういうものについては、当然市民に一定制限をかけたりするものについては基本はやっていくという考え方なのではないかなというところをちょっと整理しておいた方がいいのではないかなという気がするんですけども。

○森戸座長 市民参加条例では、「市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする」ということで、これがパブリックコメントの項目ですよ。だから、市民の意向を知る必要があると認める場合はという言い方になっていて、それで条例制定とかの場合はパブリックコメントをかけている、改定の場合もかけていると思うんですね。だから、議会もある意味、先ほど水上議員とかからもあったんですが、一定全体が一致して条例を作ろうというようなものはパブリックコメントをかけていくことは当然あるのかなと思うんですよ。そこはいかがですかね。一致できるかどうか。自民党、いかがですか。

○湯沢議員 個人的には賛成ですけど、一応会派に持ち帰る必要があると思います。

○森戸座長 自民党の方からは機会を設けることができるということの提案が、改選前のときはあったんですね。なので、意見をこちらから求めるということがなかなか一致できなかったわけですけど、もし持ち帰って、そういう全体の一致のもとでの条例制定などについてパブリックコメントをかけることで一致できるんだとしたら、その方がいいかなと。それ以外に反対のところはありますか。

○宮下議員 今の質問の答えではないんですけど、この第6条の議論の進め方なんですけど、今、全体を総なめして総括的な議論をした中で各項目に入っていくということがいいのか、それとも。

○森戸座長 今、パブリックコメント。

○宮下議員 に入っていますよね。

○森戸座長 その問題だけ。

○宮下議員 とりあえずその問題。それで、その後、各項目に。

○森戸座長 項目に入っていきます。

○宮下議員 パブリックコメントは持ち帰ります。今のところ何とも言えない。

○森戸座長 では、その点は持ち帰るということで。これは、次回、ちょっとご意見を頂けないかと。

○片山議員 その持ち帰りの確認なんですけど、全会一致で進めようとする条例案については必ずパブリックコメントをかけるという、必ずという義務規定という形なんですか。

○森戸座長 必ず、そうではなくて、必要と認める場合のというふうにしていった方がいいんじゃないですかね。

○片山議員 分かりました。

○小林議員 今言われたように、必要と認める場合はつけた場合に、全会一致というところをつけますか。例えば、この議論の中で進んでいったときに、基本は全会一致ですけども、どうしても提案議員にはなれないと、最後の賛否までちょっと預らせてくれというところが出てきたときとか、そういう場合もあります。その場合に必要かどうかという部分、今回は必要だということになると思うし、全会一致という言葉はどうするか。（「縛りが強過ぎる」と呼ぶ者あり）後段の緩い表現であれば、必要と認めたときというのがあれば、それだけでもいいのかなと思うんですけど。

○森戸座長 必要と認めたときというのは全会一致でなければいけないかどうかですね。多数決で

決められるかどうか。全会一致でしょうねと思うけど、それも含めて持ち帰りますか。

○片山議員 それは、提案議員に全会一致でやるかどうかというのと、提案議員にならなくてもパブリックコメント自体は別でいいですよということを認めるかどうかという、その辺があるのかなと思うんですが。全会一致の捉え方として、提案議員にみんななるからこれをやりましょうということなのか、提案議員にはならなくても、パブリックコメントをやること自体は認めますよということなのかということがちょっとあるのかなと思うんですけども。私は別に提案議員にならないとしても、議会運営委員会なのか、何かの場で諮って、これはパブリックコメントをやりたいんだというようなご意見があれば、それが必要だというふうに自分が認めれば、別に提案議員にならなくても認めていってもいいというふうに私は思っているんですけども、その辺ちょっとどういうふうに捉えられるかというのは確認しておいた方がいいかなと思います。

○森戸座長 基本的にどうしますかね。片山議員の意見は全会一致でなくてもいいということですよ。提案する側になるかならないかは、賛成だけど、提案議員にならないという場合もありますよね。これはそれでいいと。（不規則発言あり）関係ないということですね。だから、提案する議員の中での一致点ができればいいわけですよ。違うの。

○片山議員 パブリックコメントをするに当たっては私は全会一致の意思があった方がいいとは思いますが、条例提案をするに当たって全員が提案議員になるかならないかというのは別かなということだったと思います。

○森戸座長 だから、今回も食育推進基本条例は提案議員にならなかった人はいるんですよ。ならなかった人がいる場合もあると。その場合でも、片山議員の言い方で言うと、そういう人も含めてパブリックコメントは一致しなければいけないということか。

○小林議員 提案議員の縛りをつけるかどうかというのは、提案議員にはならないけど、賛成するかもしれないよという、結局、その確約は取れないじゃないですか。パブリックコメントの返答の中で回答として出したものがやはりどうしても納得いかないということが出てきてしまったときに、結局それは全会一致ではなかったということになってしまって、難しいかなと思います。

○森戸座長 パブリックコメント、食育推進基本条例の場合も一応提案議員にならない議員には説明をしたんですよ。直前で大変申し訳なかったんですけど、ご意見を頂いたと。そういう丁寧さというのは必要なんだと思うんだけど、少なくとも提案議員の中でパブリックコメントをかけるよというのは、全会一致じゃないとまずいですよね。1人でも反対があったらちょっとできないと思うんだけど、みんなで作ろうというものは余り反対する人はいないんじゃないかと思うんですけどね。

○宮下議員 今、何度も出ていますけど、全会一致という縛りはちょっときついかなと思うんですけど、きつ過ぎてしまって。

○森戸座長 提案議員のところにした方がいい。

○宮下議員 結局、100%提案議員じゃない場合もあるし、基本的に提案は2人いればできるわけだから。

○小林議員 そうすると、斎藤議員が整理されたように、これはあくまでも政治姿勢としてパブリックコメントを使うかどうかということで、そこにまた戻ってしまうのかなと。

○森戸座長 頭の整理が必要なので、ちょっと休憩しますかね。休憩中に皆さんお考えいただけないかと思います。

午後 3 時 11 分休憩

午後 3 時 38 分開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、休憩前に引き続いて、パブリックコメントの件について、ちょっと持ち帰るに当たってもどいう持ち帰り方にするかというのが大事なので、もう少し議論をしておきたいんですが、休憩前に全会一致のものをパブリックコメントという、この全会一致というのはなかなか難しいのではないかというご意見があったかなと思っています。また、片山議員の方からは、全議員が一致していなくても、提案議員が一致しているものでパブリックコメントをかけるということで全体が一致すればいいのかなと。もう一回言いますよ。全議員は一致していない。3、4人は私たちは提案議員にならないよということがあるかもしれないけど、残る人たちで条例提案をしたいと言った場合に、その残る人たちが一致してパブリックコメントをかけようというふうになれば、パブリックコメントをかけていくということもあるのではないかというご意見でした。斎藤議員からは、ここに書いてある文言程度でいいのではないかと、提案したい議員がパブリックコメントをかけたいと言えば、それはかけていいのではないかというご意見だったかなという、今、3パターンぐらいかなと私は認識しているんですが、そういうことですよ。

○水上議員 一つ確認しておいた方がいいと思うのは、パブリックコメントをかけるということになると、市議会としてかけるわけですよ。何人かの議員で条例提案したときに、例えばうちが今、太陽光を4人で提案していますけど、これをパブリックコメントにかけたいんだと言って、議会のパブリックコメントとしてかけられるかといったら、僕はそうはならないと思うんですよ。4人中で、例えば自分らのホームページなどを使って皆さん意見を下さいということではできると思うんですけど、だから、市議会としてのパブリックコメントをかけるということになってくると、やはり全体の一致ということがどうしても必要になってくるのではないかなと思うので、前提問題としてその辺のことというのは一つ確認しておいた方がいいのではないかなと僕は思います。それについて全会一致なのか、片山議員が言うようにパブリックコメントに全体賛成なのかということによっていかない、大体こういう運用については全会一致でやってきていますよね。そういうものとして考える必要があるのではないかなと思うんです。

○森戸座長 市議会としてのパブリックコメントだということですね。そのときにどういう在り方がいいのかという観点から考えた方がいいのではないかと。

○宮下議員 大事な観点だなと思うのは、パブリックコメントはやはりただではないので、お金がかかるので、誰が経費を負担するのかという話になると、やはり市議会でもパブリックコメントをや

る場合は市議会としての予算を使うと思うんですね。それでもって、ほんの数人の議員提案でお金を使うのかというわけにはいかないと思うんですね。その辺も含めてちょっと判断していく必要があるかなと思っています。

○片山議員 さっき、私が予算のことを聞いたらかからないと言われたんですけど、かかるんだったらかかるで、私は紙代とか、そういうことかなと思っているんですけど、それはちゃんと確認していった方がいいのではないかなと思います。だから、私も議会費と思ったものですから、それで予算はということ聞いたわけなんです。（「ゼロではないです」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 ゼロではないですよ。かかるとしたら紙代、条例の印刷代、これは政務調査費でやるんですかね。それはすごく問題になったところなんです。例えば食育推進基本条例も、懇談会をやるのに確か各党派でお金を出しませんでしたか。出してやったんですよ。議会費はなかったんですよ。だから、本当はそういう政策を条例提案するときは議会費があって、例えば必要な予算を組むというふうにしないと、またみんなが24分の1でみたいな払い方ということにはならないかなというところは確かにありますよね。

○五十嵐議員 水上議員の意見と一緒にだろうと思うんですけど、さっきから議論を聞いていて、パブリックコメントに関して今回のパブリックコメントとここに盛り込む文章とちょっとごちゃごちゃになっているというか、一緒になっているとかというのがあって、議会基本条例は議会基本条例として、今後、条例提案がほかにもいろいろ考えられるわけですよ。だから、その条例提案をするときのパブリックコメントの在り方というのをここで定義しなければいけないわけですよ。それで、条例が成立するということが、はっきりしてからという言い方は変ですけど、半分以上が賛成でやろうということになっているとすれば、成立することがはっきりしているんだったら、やはり市民の意見を1回聞かないと、私はあれだけ行政に対して言っているわけだから、ちょっとおかしいのではないかなという気がするんですよ。だから、一般的に条例提案した場合のその条件とか、それはやはりちょっと、ここが水上議員と同じ意見だと思うんですけど、やはり整理して盛り込むべきではないかと思うんですね。ただ、通るか通らないか分からないとか、分からないものに市民の意見を聞くのも申し訳ない話ですよ。説明責任の話ですよ。だから、そのところが難しいんだけど、やはりうまく定義付けるような言葉をまず考えるべきではないかと思うんですけど。

○森戸座長 そうですよ。通らないものをパブリックコメントにかけて、通りませんでしたみたいな話は本当に失礼な話だよ。だから、基本的には通るといものが一致していないとまずいし、本来は、政策討議会ではないけど、ちょっと名前は違うかもしれないですが、何とか条例策定代表者会議というのを全会派が入ってちゃんと位置付けてやるというものは、これは一定の予算も議会費も組んでパブリックコメントにかけられると思うんですよ。というシステムを作っていないと、パブリックコメントというのはなかなか難しいのかなと思いますよね。

○飯田議会事務局次長 市の方には市民の提言制度パブリックコメント運用マニュアルというのがございます。この中にどういったものを対象にかけていくのかというマニュアルがございます。市

議会はこの条例の対象ではないので、市議会がパブリックコメントを実施するときには、その方法とか、どういうものを対象にしていくかというのは別に定めることになるんですが、一応参考のために、今、コピーをさせていただきましたので、市のマニュアルの方を配らせていただきます。

○森戸座長 ということで、市のマニュアルをちょっと見ていただいて。議会運営委員会でもどこの市に行ったときに、政策検討会というのをやって、何を条例化したいかというのを各党派で出し合って、この2年間はこれをやろうということで決めて、予算化をして、条例をつくったところがあるんですよ。桜を守る条例とか、本当にみんなが一致できるものということのやり方があって、そういう形のものだったらパブリックコメントなのかなと思うんですけどね。

○五十嵐議員 それもあるでしょうし、例えばこんなふうに中身を今話し合っている段階で、まだ分かりませんが、話し合いをしていって、多分最終の頃にはこれで半分以上が賛成できるかもしれない、できないかもしれないということが見えてきた段階である意味判断すればいいのかなという気もするんです。だから、やるものとしては、ここに書く条例文としては大体できそうだとした場合のことで、一応パブリックコメントということで私はやるべきではないかと思うんですが、それでもなおパブリックコメントは反対だということであれば、それはそれでご意見として伺いたいと思いますけど、ただ、私は行政にあれだけいろいろ言っている立場からすれば、やらないというのはちょっと失礼かなという気もするんですけど。

○森戸座長 そうですね。皆さんのお手元に市のパブリックコメントの対象となる条例や計画ということでお配りいただきましたが、これはちょっとコメントしていただいた方がいいですか。ないですか。

全体的に大方の賛成を見る条例提案についてはパブリックコメント、市民の意見を求めるということですね。そういう言い方でやれるかどうか。文言がどうかは別にして、パブリックコメントそのものですね。さっきの少数の意見のパブリックコメントというのは市議会としてかけるというのは難しいですね。だから、これはあり得ないかなと思うので、大方の賛成者のもとでの条例提案に対するパブリックコメントについて、各党派で持ち帰っていただけるとありがたいんですが、自民党、いかがでしょうか。いいですか。

○片山議員 一言あれなんですけど、食育推進基本条例のときなどは、多分漢人議員と露口議員が提案議員になっていなかったんですよ。ただ、最終的には全員賛成という形だったと思うんですけども、やはりあえて提案議員にならないで、少し離れて様子を見て、そして質疑をするというような、そういった立場を保留したいというような思いもあったと思いますので、そういったことも尊重しながら、全会一致というかな、全員一致というあれではなくても、パブリックコメントをやることについて反対ということはないと思いますので、そういった意味でも私は意見を今言っていたというようなことだご理解いただければと思います。

○斎藤議員 実は今、議論の中でちょっと私が危惧をしていたのが、地方自治法の中で議案の提案権、2人いればできるということ、例えばパブリックコメントをかけられないということで提案権の制限になるといけないなというのをちょっと危惧していたんですけども、それよりも今の議

論ですと、パブリックコメントをすることができる要件というような形の今、議論になってきたかなということ、そういうことであれば私もいいのかなというふうに思っていて、より議員提案に対する重みをつけるために、つけるためにということはないですけど、結果的に重みが増すということでパブリックコメントを求めるといえることができるというのがいいかなというふうに思います。

○森戸座長 このパブリックコメントをもって少数の提案議員で出される条例提案を拒否するものではないんだということですよ。では、そういうことで持ち帰っていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○宮下議員 すみません、ちょっと確認なんですけれども、持ち帰る内容としては、今、議員案のパブリックコメントの扱いについてはどうかということを持ち帰るわけなんですけれども、文案としては、「大方の合意が得られる議員提案条例については、必要と認める場合にはパブリックコメントを行うことができる」と、こういうことで、持ち帰る内容。

○森戸座長 必要と認める場合。

○宮下議員 違うか。(「そんな感じですよ」と呼ぶ者あり) 基本、これで持ち帰ってもらうということで。

○森戸座長 はい。

○宮下議員 もう一回言うね。「大方の合意が得られる議員提案条例については、必要と認める場合にはパブリックコメントを行うことができる」。

○森戸座長 必要と認める場合ということね。

○宮下議員 必要と認める場合にはパブリックコメントを行うことができる、大体今、話を聞いていたらそんな感じかなと思って、今ちょっと。

○森戸座長 この必要と認める場合というのは、それこそ全会一致なのかどうか。

○宮下議員 という話になるのかな。もしくは、これをとってしまうか。

○森戸座長 パブリックコメントをかけることができる。

○宮下議員 もう一回、とってしまうと、「大方の合意が得られる議員提案条例については、パブリックコメントを行うことができる」、これですっきり出せる。必要と認める場合をとってしまうて。

○森戸座長 入れた方がいいか。

○五十嵐議員 こだわるようで、すみません。大方の合意が得られるということは、俗に言うと、通りそうなどということですよ。それはパブリックコメントをすることができるということは、しないこともできるみたいなことですよ。でも、行政の方には市民に提言を求めるものとするということで、求めるものだとすることで義務規定になっていますよね。いいんでしょうか。

○森戸座長 だから、パブリックコメントをかけるものとする。パブリックコメントという英語をもうちょっと直すんだけど、基本的にはかけると。(「行うものとする」と呼ぶ者あり) 例外は

あると。あるけど、基本はかけるんだよというふうにした方がいいということですよ。（「原則として」と呼ぶ者あり）

○宮下議員 すみません、今度こういうのはどうですか。「大方の合意が得られる議員提案条例については、原則としてパブリックコメントを行うものとする」と、これでどうですか。

○森戸座長 行うものとするということですね。

○斎藤議員 行政と全く同じに考える必要はないですよ。行政の力と我々24人の、それでまた議員一人ひとりが選ばれている市民の立場と全く力は違うんですよ。その中で議員提案というものが制限されるようなものというのは、我々は自分で首を締めることになるわけですから、それは私は少し慎重に考えた方がいいと思います。行政がこうだから我々もこうだというふうにする必要は、私はこういったことには、我々も行政と同じ力、予算と人員と、能力は別ですね、持っているのであれば別ですけども、それは自らの手足を縛るものになると思いますので、私は余り賛成できません。

○森戸座長 原則としてというのが賛成できないということですか。

○斎藤議員 副座長の話では「パブリックコメントをかけることができる」という言い方を、先ほどの五十嵐議員の提案だと義務規定に近い形になりましたよね。ですから、それは私は賛成できないということです。（「それはできる規定」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 行うことができるという規定の方がいいと。

○五十嵐議員 市民の声を反映させる議会をつくろうとしているんですよ。

○森戸座長 そうです。

○五十嵐議員 いいんでしょうか。

○斎藤議員 それは我々もそれぞれある意味での市民代表という形でいて、それぞれの議員提案権を、地方自治法で認められている議員提案権を縛るような条例の作り方はするべきではないというふうに言っています。その結果が市民の意見を聞かないということには全くならないと思っています。

○湯沢議員 私も義務規定にしてしまうのはどうかなと思って、できる規定の方がいいと思います。行政についても、パブリックコメントに全ての条例が対象となるわけではなくて、やはり市民にすごく重大な影響を与えるものとか、義務とか権利を課すようなものについてパブリックコメントは行われるわけですから、市議会の場合でも行政と同じようにこういう条例の案についてやるよということを具体的にまで定める必要はないと思うんですけども、そこは斎藤議員がおっしゃるようになっている規定にしておいて、必要だと判断するものについてだけ行えばいいのかなと、そういうふうに思いました。

○森戸座長 というご意見です。今、二つにご意見が分かれていまして、それぞれちょっと持ち帰っていただくことになるのかなと。できる規定にするのか、行うものとするという規定か。できる規定にすると部局からは相当抵抗があるでしょうね。今回の食育推進基本条例もなぜパブリックコメントをかけないのかというのは部局からも言われたところが結構あったという事実はお伝えして

おきます。私が難しいでしょうねと言うのはちょっと言い過ぎましたので、それは撤回しますけど。

○齋藤議員 行政に対して、例えばそれは規定というか、法令とか、その中ではなかなか難しいからどういうふうに表示しているのか分かりませんが、例えば我々が何かを行おうとする作業について、それだけの人員がないということも確かなんですよ。予算もないわけですよ。動かす手足もないわけですよ。その状況の中で部局の皆さんがそれをおっしゃるのであれば、皆さん、別の議論でそれは戦わせる準備がありますので、そのときにそれは言ってください。

○森戸座長 そうですね。議会事務局の増員とかね。今、齋藤議員からのご意見というのも一つのご意見だと思います。行政執行機関と議会は違うということで、こちらのシンクタンクはある意味、議会事務局の方ということで（「市民もそうです」と呼ぶ者あり）市民もそうですけど、いろいろな法律的なものはこちらで。条例の方は、市の提案の方はそれなりの方々が、専門機関があるという違いがあるのはそうだと思うんです。その力の違いというのは確かにあるのではないかというご意見もあったということで、そこを踏まえてそれぞれどう判断されるか。副議長、何かご意見ありますか。

○露口副議長 基本的に二つの案が出てきて、今までもそうなんだけれども、持ち帰りということで、持って帰る内容さえはっきりしておけば次の一歩が進むと。今日見ている、30分、40分全然、毎回ですけれども、正直言って停滞しているわけですよ。僕もそうですけど、頭の中でおさらいしているの。これを何とかしないとこの進捗というのは良くならない。ただそう感じただけです。ぼやきです。

○森戸座長 分かりました。ありがとうございます。

ということで、これは持ち帰っていただくと。

○湯沢議員 すみません、細かいようなんですけど、「大方の」というのはどれぐらいでしょうか。

○森戸座長 私もそれを今、大方というのは、広辞苑で引くと、これは多分過半数ではないかと、過半数を超えるのが大方ではないかと。区画整理でさんざんやりましたので。

○飯田議会事務局次長 物事のほぼ全体、大部分ということですね。あと2番目として世間一般になります。

○森戸座長 大部分、大部分というのは6割ぐらいですかね、7割ですかね。（「4分の3」と呼ぶ者あり）4分の3。湯沢議員は法令上は、大方というのはどう思われますか。

○湯沢議員 やはり明確に定める必要があると思いますので、大方というよりは、3分の2とか、4分の3とか、とにかく数値化しないとまずいと思います。

○森戸座長 それは逐条解説で数値化するか、それとも4分の3の賛成を得た議員によるというような書き方にするか、そこは重要なご指摘でありますので、それは持ち帰っていただきますかね。では、「大方の」というのも含めて持ち帰っていただくということで。

ということで、大体4時になりましたけれども。それで、最終、会派代表者会議の持ち帰り事項とかがあったんですが、ちょっとまとめきれていないんです。もう一度正副座長で何を持ち帰るのかというのをまとめて、皆さんにメールでお送りしたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 もう一回よく精査させていただきたいと思います。

それでは、以上で、今日は大分進みましてとか言って、副議長からは進んでいないと言われたんですけど、保留がたくさんあって（「進んだように見えるんですが、一つ一つの回答が出ていなくて」と呼ぶ者あり）出ていないですよ。すみません、笑い事じゃない。これは、持ち帰りはどうしますか。次の、来年の最初までにご返答いただくということでよろしいですか。

○片山議員 持ち帰る際に、先ほど白井議員から提案があった広報・広聴活動等の整理についても、やはり皆さんもう一回考えた方がいいのではないかなと私は思っているところです。

○森戸座長 広報・広聴についてももう一回考える。

○片山議員 今、全体、第5条、第6条、第7条のところ、市民に開かれた議会の枠のところと広報・広聴活動として第6章というところとどういうふうに整理していくかいうのも併せて次の会議までにちょっと考えておいた方がいいかなということです。

○森戸座長 そうなると、広報・広聴活動に何を盛り込むかという未協議のところについて少し議論をしないとイケないのかなと。

○露口副議長 今の提案はすごくいいと思うんですね。白紙の状態で次の会議を始めるよりも、やはりそういう提案をしてそれぞれが人の意見を聞く前に独自の考え方を持っていていいと思うんですよ。それで、この場で意見を交わして、また新たにお持ち帰り、こうなるわけね。だけど、今までの、最初の自分の意見というものをきちんと発表するというのを建前がないまま議論して、それで持ち帰りと言うんだから、僕はそういう考えの方がいいと思いますよ。もちろん、今日の議論の中の持ち帰りは整理していただいて我々ももらう、メールでもらえばいいわけでしょう。それと同時に、また今、提案があったことも頭の隅っこに置きつつ、できれば文章化して、こういうふうに思っていますと、広報・広聴に関してはこうですという考えも持ってくることは、僕はこの会議を早めていくという意味ではプラスになるかなというふうに今感じました。それだけです。ぼやきです。

○白井議員 できれば次の会議までに、一通り持ち帰ったものを、意見出したものを頂きたいんですね。ということができるかどうかちょっと確認したいんですが。要するに、会議に臨んで初めてほかの方の意見を得るのではなくて、事前に会議の前に得ておけば、自分と一致できる部分、もしくはやはりここが違うなとかというのを確認した準備の状態で開催に臨めるから、そっちの方が早いと思うんですね。

○森戸座長 そうすると、ちょっと持ち帰る中身をきちんと項目化して、それに対する各会派の意見を入れていただくという形になりますけど、それでよろしいですか。次回はいつだったか。

(「1月20日ですね」と呼ぶ者あり) 1月20日というと、1週間前の1月13日ぐらいまでに皆さんのご意見をまとめていただいて出していただくということですが、いかがですか。今日持ち帰る問題についていかがですか。年内に送るようにします。2週間あれば大丈夫ですか。

では、一つ一つ整理します。まず、片山議員からは、広報・広聴についても第6条のところとセットで議論した方がいいのではないかなという、第5条、第6条、第7条、第3章全体で併せて議論

した方がいいということですか。その点はどうでしょうかね。ただ、広報・広聴の……。 (不規則発言あり)

○水上議員 つまり、広報・広聴については第5章にあるわけですよね。それを位置を変えて、要するに第2章の中に入れ込んで整理していくということなのか、それともそういうことではなくて、中身について章立てやこの流れの中でここで議論するということなのか、その辺ちょっとはっきりしておいてもらった方がいいと思うんですけど。つまり、章立てとして整理していくのか、中身についての議論のやり方についての持ち帰りなのかということ、言っていること分かりますか。その辺をちょっとはっきりしておいてもらった方が。今の話だと、ここで広報・広聴も一緒に議論するということになる、今は条文に対してこうだという意見の言い方でやっていますよね。そうなってくると、ごっちゃになってきてわけが分からなくなるので、例えば、流れとして市民に開かれた市議会の中に広報・広聴活動もどう入れたらいいのかというような話だったらまだ分かるんですけど、そういうことなのかどうかというのがどうなんでしょうか。

○森戸座長 広報・広聴についても、全体として第5条から第8条までは広報・広聴なんですよね。問題は、議会日より、ホームページ、市民アンケートとか、そういうものをどうしていくのかというこの項目になっていくのかなというのがある、議会報告会もそうですよね。だから、その辺り。

○露口副議長 すみません、ちょっとぼやかさせていただきたいんですけども、私は別に片山議員の応援団でも何でもないので、そういう意味ではなくて、要するに、今言ったように、章をいじくっていくのかとか、各条、第5条、第6条、第7条でそれぞれでどういうふうにいじくっていくのかとか、私に言わせれば、それは自分の考えを持ってきてくれればいいんです。つまり、ただ放っておくと次の会はやはり一から始まるんですよ。そのところを、それぞれの意見がある人は早目に意見を上げていただけると、この会議が進むでしょうということを言っているんです。誤解のないように。ですから、それは皆さんの意見でどういうふうに行こうと私は別に構わないんです。ただ、進めてほしいな、早くしたいな、それだけです。

○森戸座長 分かりました。したがって、副議長からのアドバイスもあったわけですが、広報・広聴についてこちらの方に入れた方が良く、第5章は削除してこちらに入れて、新たな項目としてこういうものを入れた方がいいですよという提案があれば、それは出していただいた方がいいかなと、そこで議論するということになるかなと思いますので、そう思っている方で提案していただく方がいいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○片山議員 私も副議長にまとめていただいたのでいいんですけど、そうなんです。だから、今、議論する時間がないなと思ったものですから、第3章をそのまま進めるのか、それとも第6章の方も一緒にするのかというのを含めて、それをどうするのかということそれぞれ出してきた方がいいのかなというふうにして提案したということです。

○森戸座長 そういう提案があったので、それぞれちょっと考えていただくと。水上議員が言うように、考え方としてどうなのかということになるのか、具体的な問題としてということになるのか

ということもあると思いますので、そこは持ち帰ることではないのかなと。

○齋藤議員 水上議員は今、質問という形だったんですけど、水上議員がどう思うかを是非お聞きしたいんです。

○水上議員 僕の理解でいうと、要するに第5章については削除して、今、議論している第5条、第6条、第7条、第8条ですか、この中にその中身を入れ込んでいくと、それがどうなるのかという議論になってくるのではないかと思うんです。つまり、第5条のところを話し合ってきて、もう一方で第5章にある広報・広聴についてどうするかというような議論をしていくということになると、第5章はまだ何も決まっていなわけですね。だから、そうなってくると、条文についてどう変えていくのかというような議論になってくるわけだから、それはちょっと不効率ではないかと思って、僕が聞いたのは、片山議員の提案の中身がもうちょっと具体的にどういうことなのかということを議論の仕方として示してもらえないかと、どういうことを持ち帰ってやってきたらいいのか、例えば第2章のところの話をもうちょっと煮詰めるのと、第5章の広報・広聴について具体的な考えを持ってくるのか、それともこれとこれを合体した形でやるのかというようなことで、僕は合体してやった方が進むと思っています。

○齋藤議員 その水上議員の最後の言葉が欲しかったんですよ。どうかじゃなくて、自分はこう思うから、こういうふうに議論しましょうよという形で提案しましょうというのが多分副議長のお話だと思っていて、ですから、今、水上議員も最初明確に言われたその形で、それはそうじゃないので、そういう形の持ち帰りは嫌だと言う人がいらっしゃれば、この場で言うていただいて、持ち帰りの形を変えるという形にしてはいかがでしょうか。

○森戸座長 ありがとうございます。

それも含めて各会派に持ち帰って検討していただきたいと思うんです。広報・広聴活動と第3章を合体するかどうか、合体するとしたらこのほかに何を盛り込んだらいいのかという提案を各会派の皆さんでご検討いただきたいというふうに思います。その際に、委員長コメントがありますように、広報広聴委員会の取扱いについてもどうするかということを書いてあります。議会報編集委員会のような議長の附属機関にするのか、それとも他市のような常任委員会や特別委員会にして、正式委員会として公式の会議とするかというのは検討課題ということもありますので、これもついでに持ち帰ってご検討いただけないかと思います。そうすると、ここを議論しなくても済むようになりますので、よろしく願いいたします。

副座長、まとめてください。

○宮下議員 今のでしょうかがないんじゃないんですか。

○森戸座長 じゃ、今のでよろしいですか。

もう一つ何かあったような気がしたんだけど（「提案シートですね」と呼ぶ者あり）提案シートに書いてもらうのでいいですよ。

○飯田議会事務局次長 提案シート、前にお配りしてあるシートをお使いいただいて、もし1月20日会議というふういたしますと、できれば1月8日をめどに、9日でも結構です。1週間前の1

月14日にまたこちらから再メールという形でさせていただきたいと思います。1月9日をめでよろしいかと思ひます。よろしくお願ひいたします。（不規則発言あり）1月10日をめでにお送りいただき、1月15日にこちらから再メールという形でいかがでしょうか。

○森戸座長 では、1月10日が期限です。今年いっぱいには皆さんのところに届くように、だから最終日、12月27日ですね。持ち帰る項目は何なのかということ、持ち帰る項目がお互いに違っていたら困るということもあるんですけどね。ご意見があれば、年末でも、みそかでもいいので、ご意見を頂ければ。では、それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、これで、議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午後4時20分閉会